

第七十一回国会 参議院農林水産委員会會議録第十九号

昭和四十八年七月三日(火曜日)

午前十時十一分開会

委員の異動

七月三日

辞任

高橋雄之助君

補欠選任

岩本 政一君

出席者は左のとおり。

委員長

亀井 善彰君

理事

園田 清充君

初村 謙一郎君

工藤 良平君

中村 波男君

塩田 啓典君

委員

堀木 又三君

河口 陽一君

小林 国司君

佐藤 隆君

田口長治郎君

高橋雄之助君

棚田 四郎君

温水 三郎君

平泉 涉君

堀本 宜実君

足鹿 覺君

杉原 一雄君

村田 秀三君

塚田 大願君

国務大臣

農林大臣

櫻内 義雄君

政府委員

農林大臣官房長

三善 信二君

水産庁長官 荒勝 巖君
事務局側 常任委員会専門 宮田 秀雄君

本日の會議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁船積荷保険臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産政策に関する調査(大豆対策に関する件)

○委員長(亀井善彰君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

理事の辞任についておはかりいたします。

佐藤隆君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(亀井善彰君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任については、先例により本委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(亀井善彰君) 御異議ないと認めます。それでは理事に園田清充君を指名いたします。

○委員長(亀井善彰君) 漁船損害補償法の一部を

改正する法律案、漁船積荷保険臨時措置法案及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○初村謙一郎君 私水産三法の質問に入る前に、まず總括的なわが国の漁業の現状について質問いたしますが、政府側の答弁は、私の質問時間の約倍と見て御答弁を願いたい。そうせぬと時間の関係がありますのでよろしく願います。

わが国の漁業は、国民の必要な食料として動物たん白質を安定的に供給する重要な使命と役割りを担っているのではありません。近年における漁獲高の推移を見てもみますと、順調に年率四割以上の伸び率を見せておるのではありませんが、四十六年には九百九十九万トン、金額にして一兆円の漁獲をいたしております。また、四十七年度には一千万トン

を突破して、これはもう名実ともに世界一の漁獲をあげて食料産業としてその使命と役割りを果たしているところであります。このように、わが国漁業の現状をマクロに見た場合は、順調そのもののようでありまされるけれども、その中身というものは決して樂觀を許さない現状であります。その理由をいたしまして、漁業資源の問題あるいはまた、国際環境の問題、沿岸漁場の環境の問題等漁業生産を取り巻く諸条件はいずれもとってみましても、まことにきびしいものがあるからであります。

いまこそわが国の漁業は一大転機に際会していると申し上げても過言でないというふうに私は考えるわけでございますが、そこで農林大臣に次の諸点について基本的なお考え方を伺いしたい。

まず第一に、わが国の漁業生産は沿岸漁業において生産される比重が最も高い、約四割を占めているのであります。遠洋漁業の将来を左右する国際環境は発展途上国を中心として、領海また

は漁業水域を一方的に拡大しようという動きがあるのをご存じです。これが非常に強くなってきたおる、このような動きの中で、今年開催を目途に進められております海洋法会議の準備会の経過なり、わが国の基本的な考え方を大臣にお尋ねしたい。

あわせてまた、先月二十八日のロンドンで開かれました第二十五回国際捕鯨委員会で、南氷洋のナガスジラ捕獲を三年以内に全面禁止するというアメリカの提案を可決いたしました。またことしの捕鯨シーズンの漁獲量に対してでも、ナガスジラを六百頭、イワシシラを五百頭、いづれも大幅に削減を決定されております。これはもうわが国の水産業界に大きなショックを与えているのをご存じですが、以上、二点について大臣は基本的にとどういう考え方をいたしておるか、御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(櫻内義雄君) 初村委員にお答え申し上げます。

明年の海洋法会議を前にいたしまして、これまでに五次にわたっての準備会議が行なわれております。その会議を通じての大体の各国の出方というものは見当がついておるのではありませんが、その中でも、特にラテンアメリカ、アジア、アフリカ諸国を中心としたしまして、広範な領海あるいは排他的な漁場管轄権を認めようという主張がきわめて強い。また、この場合におきまして、われわれといたしましては、沿岸国の一定の優先権は認められるとしても、排他的な管轄権は認められないという、そういう考えのもとに立っておるのであります。この日本の見地につきましましては、ソ連などが大体同意向のようでありまされるけれども、こういう見解に立つものは少数派の立場にあるというのを認識していかなければならないと思っております。次の準備会議は七月二日から

行なわれることになっておるわけでございするが、この海洋法會議の結論いかんは、わが国の遠洋漁業に及ぼす影響は言うまでもないわけで重要なこととございするもので、なお、この上とも各国の出方また、わが国の今後の長期的な利益を確保する上におきまして慎重にいま検討をいたしておるといふ次第でございします。

なお、六月二十八日の第二十五回の捕鯨會議の模様はたゞいま御指摘がありましたとおり、きわめてわが国の捕鯨の上に、大きな影響のある方向が示されておるわけでございするが、まだ藤田代表も歸国されておられませんので、この際、確実なことは申しかねますが、諸情報に基づいての御報告は、水産庁長官のほうからいたさせたいと思ひます。

○政府委員(荒勝兼君) たゞいまの鯨の件でございしますが、今回の捕鯨會議の席で、アメリカが、最初は全面的な南氷洋鯨の捕鯨の禁止という形で、いわゆるモラトリアムという方式を持ち出したのでありますが、それに対しては、関係各国並びに日ソを中心としたしまして、これには反対いたしました。これはまあ否決というか、通らなかつたわけでございしますが、そのかわり、この問題のナガス鯨をとらえまして、ナガス鯨につきまして、三年後に南氷洋におきます全面的な禁止という形で——どうもまだ正確ではございせんが、向こうからまいりました連絡では、条約の付表の修正という形でどうも決定したようでございします。これに対して日ソは当然反対したわけでもございしますが、この問題につきましては、三カ月以内に最終的にこの付表の修正を受諾するかどうかを日本側として判断することになっておりますので、今後この問題については、政府部内で最終的な意見の統一をいたしたいと、こういうふうに思つております。なおそのほかに、イワシ鯨並びにミンク鯨というものが、現在日ソがこれについて捕獲をやつておりますが、これについての全面禁止という形の問題ではないというふうに御理解願ひたいと思ひます。

○初村滿一郎君 私どもは、やはり国民のたん白資源という立場からして、こういう問題についても、むしろ日本水産界等からいろいろな會議に出ようかと思ひますけれども、やはり政府としても強力なバックアップが必要であるということを感じたしますので、さう御指導ありますることを懇願する次第でございします。

次に、沿岸漁業の生産の問題に入りますけれども、過去十カ年間のこの統計を見てみましても、非常に停滞ぎみに推移しておるというふうな感じがするわけであります。しかも、産業経済の著しい発展に伴つて、人口の都市集中などに伴つて、沿岸漁場環境の悪化は著しいものがあるのであります。その上に、最近においては水銀、PCB、カドミウムなど、重金属による汚染が各地で大問題となつて、これはもう漁業問題にとつて、一大死活問題であると同時に、また、大きな社会問題となつておることは、これはもう大臣お認めになつておると思います。そこで、政府は、いま申し上げました本問題の解決のためにどのような対策を実施し、また、実施しようとしておるのか、具体的に緊急対策及び基本対策に区分をして御説明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(櫻内義雄君) 沿岸漁業が逐年生産が低下しておる事実、過去の統計を見まして、はつきり示されておるところでございまして、まことに遺憾に存するものであります。いま最初に、沿岸漁業の衰退の原因の中で汚染の点について触れられたのでありますが、PCBあるいは水銀汚染による、言いかえますならば、生産力の低下した漁場、これをどうするか。これにつきましては、この原因になるところの、工場たれ流し等を規制するのはもう当然のこととございします。が、現にもうすでに汚染をされて、それによつて影響を受けておるという点につきましては、これはもうしゅんせつ、耕うん等の事業を実施いたしまして、漁場の機能の回復につとめる必要があると思ひます。あるいはヘドロなどにつきましては、これは運輸省とも連携をとりまして、

埋め立てをしてしまつて、影響のないようにするとか、いろいろの公害面についてはくふうをしなければならないと思ひます。それと同時に、四十八年の予算でお認めをちやうだいした栽培漁業のやり方、これはもうとてつとていく必要があると思ひます。瀬戸内海で一応栽培漁業を発足せしめたそのあとを受けて、本年は日本海関係で五カ所お認めいただいたわけでございしますが、こゝろ栽培漁業あるいは大型魚礁、こゝろいうふうなものを、こゝろいうふうな事業をどんどんやつていく必要があると思ひます。また、漁港の整備も新しい立場に立つてやる必要があると、こゝろいうことで新漁港の計画を先般お認めをいただいたというふうなわけでございしますが、こゝろいうふうな生産に關係する諸事業ともになお流通面におけるあるいは加工面における諸対策も必要かと存じます。が、これらの施策を総合的にやることによりまして、沿岸漁業の振興の上に寄与してまいりたいと、このように考えておる次第でございします。

○初村滿一郎君 私どもも委員会において、実は過ぐる三十日と一日、特に主として有明海關係を現地調査に行つてきました。そこで感じたことは、もういろいろあります。それはもう農林大臣が、近海の魚を、さういう汚染している魚を食べなくても、遠洋のものを食べなさいと。その発言をどう誤解して受けたのか知りませんが、農林大臣に対する不信感を私どもは直接聞かされたわけです。したがつて、本件につきましては、本汚染の問題については、後日大方の出席、現地調査された先生方がそれぞれの立場から強く各省を呼んで究明されると思ひますので、きょうはこの程度にしますけれども、やはり政府が、農林省が漁民から不信を買ひようなことをないよう、今後注意してもらいたいというふうに考えます。

三番目に私は、日中の民間漁業協定の一年繰り延べについてお尋ねをしてみたいと思ひます。御承知のとおり、ことしの六月の二十二日に期限が切れることになっておりました日中の民間漁業協定は、国交が回復した今日においては、

やはり私は政府間協定とすることが当然の姿であらうかと思ひます。ところが、従来どおり、今後一年間民間漁業協定を存続することになったのでありますが、その存続する事由で、どうして民間漁業協定を一年間延長して存続するのか、その事由。また、私はやはり、民間漁業協定が存続中であつても、政府としては積極的に政府間協定をするようにつとめねばならないと思ひます。ただ、日中航行問題、いろいろなこれには非常に政府は積極的であるように国民が受けておりますが、日中漁業協定の政府間協定にはいささか積極性がないようにうかがわれますけれども、漁民はやはり政府間協定をこいねがつておる。このことについて大臣の御所見を賜わりたいと思ひます。

○國務大臣(櫻内義雄君) 昨年の国交回復に際して実務協定を促進するといふことは、両国の共同声明の中にはつきりうたれておることとございします。そこで、日本政府といたしましては、漁業協定につきましても政府間協定にいたしたいと、こゝろいうことで、鋭意努力をいたしておることとございします。が、何ぶんにも、日中両国ともに国交回復早々のこととございまして、貿易協定も、航空協定も、あるいは通商關係の協定にいたしたとしても、非常に一べんに各種の協定をいたさなかならぬと、こゝろいうことであります。また、日本側の大使赴任も相当おくれたこととございまして、この六月二十二日までには政府間協定を結ぶというについては時間的にその余裕がなかつた。こゝろいうことで、初村委員のおっしゃるとおり政府間協定が好ましいことは重々承知しながらも、そこまできなかつたというわけであります。なお、両国の間では専門家會議をいたそうと、こゝろいうことで、六月十九日から六月二十二日まで北京においてその會議は持たれたのでございします。東海、黄海における漁業資源についての情報と意見交換を行つたところとございまして、今後こゝろいうような會議を積み重ねながら早急に政府間協定を結びたい、このように考えておるよう

な次第でございます。

なお、ただいま初村委員が水俣、有明方面の御視察について一言お触れになりました。あとの機会に詳細いろいろ御意見を賜わるといふことでございましたが、その中で、誤解のないように「私が遠洋の魚を食べばいいんだ」といふようなことを言つて、大臣への不信感もあると、こういうことでございますが、どのような場所、どういふ経緯のことであるか、私の記憶にはないところでございます。私は現在、農林省の一番大きな目的である、国民に安定した安全な食料の供給をするといふことについては鋭意努力をしておるところでございます。現在、私の認識をもつていたしますならば、沿岸漁獲物につきまして、国民に對し、健康上重大な支障のあるような漁獲物が流通しておるといふようなことは全然考へておらないところでございます。

また、先般の厚生省の一応の基準の提示によりまして、汚染魚がこの範囲の採取でかりにあったとしても、それは人間の健康上に大きな影響はないといふこともござりまするし、また、一番大きい消費地である東京都におきましても、精密な抜き取り調査が一応行なわれて、全部白であると、こういうことでございまして、国民にとつて重要なたん白資源である水産物が、これは国民も心配なく採取ができるものであるとこのように存じ、またそのように私はいろいろの場所において発言をしておる次第でございますので、真相がよくわかりませんが、大事なことでありますので、私の見解を一応申し述べさせていただきます。

○初村瀧一郎君 あかね、大臣ね、私も七月一日に、大牟田から長崎に行ったときに、佐賀、長崎県の業界からずっと知事を初めとして陳情を受けたわけだ。そのときに、十一番目に佐賀県漁連会長が代表しまして、たまたま、近海のものには汚染魚であると。だとするならば、遠洋のものを食べなさいといふ発言を、どこで農林大臣がされたか知りませんが、それを取り上げて私も驚愕されたのでございます。したがって、不用意な発

言をしておらぬと思ひますけれども、そういう誤解——事実これはもう私のほかにほかの委員も聞いたんだから、将来大臣たる者は、漁民から不信を買ふような発言をしないようにひとつ御注意願ひたいと思ひます。そういうことでございませう。

それから先ほど、日中漁業協定の専門家会議をただいまやつて、おそろくきょうろ帰るといふことは聞いておりますが、まあ帰つてこなければわからぬと思ひますけれども、もし情報でもとつておるならば、この黄海、シナ海における漁業資源についてわが日本と中国との考え方の相違、こういう点があればお聞かせ願ひたい。

それから将来のやはり日中漁業協定における、交渉における全般の空気と中国側の基本的な考え方がもしわかつていらつしやれば御答弁を願ひたい。

ついでに、わが国から栽培漁業をやつたらどうかといふような提案をされたと聞いておりますが、その反応、さらにまたわが国の方針について、これは水産庁長官からお答え願ひれば幸いと思ひます。

○政府委員(荒勝肇君) ただいま御指摘のよう、日中の専門家会議は終つて、日本から行きました安福団長以下専門家の方々は、中国の主たる漁場の周辺の漁村といふか、漁業関係の調査をいたしまして、今晚たぶん日本に帰国する予定でございます。で、その会議の主たる最終段階のものがまだ概略でございまして詳細がわかりませんけれども、概略の考え方をただいまの御質問に答えさせていただきますが、この日中の両国の専門家会議の交流あるいは資料の交換等は中国側も非常に賛意を示しております、今後の正式の漁業交渉に非常にいい影響を及ぼすんではなからうかという感觸を日本側は持つております。

それからまた栽培漁業につきましては、日本側としては、日本側に非常にいろいろな栽培技術があるから、中国の沿岸でこういうことをやつたらどうかという意見は提示したわけでございます

すが、中国側としては、海洋の天然資源を保護するほうが大事であると、とらないほうがいいのだといふような見解を述べたようでございます。

それからこの東海、黄海の漁場に対する向こう側の感觸でございまして、これはどうも日本側と中国側との間に基本的な多少食い違いがあるんではなからうかといふふうにちよつと私のほうは見えております。と申しますのは、この問題について中国側は、先般の国連の、ニューヨークで開かれました国連の海洋法会議の準備会の席上で、やはり従来の海洋法関係の問題点について問題点を指摘した際に、やはりラテンアメリカ諸国、あるいは新興アフリカ諸国の意見である、海洋のいわゆる沿岸国の優先権を認めるという説を支持するといふ立場をとつておりまして、まだ正確な中国の立場は示しておりませんが、沿岸国の発言を非常に優先するといふことで、中国側としましては、東海、黄海は国際漁場ではないという感觸を持つておりまして、むしろ中国側の領海権といふ見解をどうも示したようでございます。

しかしながら、中国側といたしましては、この日中両国の東海、黄海におきまして漁業の歴史といふものは非常に長い歴史であり、また日中漁業の間で開かれました民間協定も十八年間の長きにわたつておる。この実績については、非常に向こうも高く評価しております、こういうふうな日中両国の友好的な雰囲気のもとで、この漁業交渉を行なうならば、この両方両国にとつて満足すべき解決方法ができるものといふふうに、向こうは考へておるというふうな発言等がございまして、詳細のことはわかりませんが、領海問題といふか、漁業の国際問題についての基本的な見解の相違はありながらも、現在行なわれております日中の漁業のあり方については、きわめて前向きといふべきか、友好的な見解を示しておりますので、こういう点を踏まえまして、今後日中の漁業交渉に對処してまいりたい、こういうふうに考へておる次第でございます。

○初村瀧一郎君 非常に前途明るいような空気を報告されまして、私も、必ず政府間協定を一日も早く結ばれるように、成功するようにお願いしてやまない次第であります。

次に、関係法案に入ります。まず、漁船損害補償法の改正についてお尋ねをいたします。

昭和四十六年における漁船保険の保険加入隻数は十八万隻、保険金額が四千億圓、事故による支払い保険金は七十億圓に及んでおり、漁業経営の安定のため貢献していることは私が申し上げるまでもありません。そこで、保険組合の格差是正の問題、政府の再保険金額の問題、また、漁船保険中央会に対する交付金の使途の問題、こういう三

点について若干水産庁の考え方をただしてみたい。まず、漁業経営安定のための漁業者を対象とする漁業制度として、本制度のほかに、漁業災害補償制度、漁業共済制度があるものであります。これらの制度は、それぞれの歴史なり経過があることは承知いたしておるのであります。最近これらの団体間にありまして、漁業共済推進センターといふものを設けて、共済保険制度の一元化に関する具体案の立案に取り組んでおるようでありまして、しかしながら、水産庁においては、まだこれらの制度の一元化について、具体的に取り組んでおるという事実はないようであります。そこで、水産庁においても、次年度において予算措置をするのと同時に、これがための調査会等を設けて、そして積極的に取り組むだけの用意はないものかどうか、長官のお考え方をただしたい。

○政府委員(荒勝肇君) ただいま御指摘がありましたように、この漁船保険と類似の——類似といつては失礼でございますが、少し似たような仕事をやつております事業が全部で三つほどございまして、その一つが漁船保険関係の仕事、それから漁業共済関係の事業が一つ、それからいよいよ別途火災保険とか、そういった生命保険等をやつております任意共済といふふうな仕事等がございまして、その三つがそれぞれ独自の目的をもちまして、あるいはその制度上の仕組みも異にい

たしまして、現在非常に活発に仕事をやっておられますが、われわれもいたしまして、このそれぞれの、ただいま御指摘のように、制度が違ひ、また仕組みも違ひ、沿岸上の問題等もございまして、現時点で直ちに統合するという考え方は、実は持ち合わせていないのでございまして、政府といたしましては、こういったこの三つの団体のあり方につきましては、生産漁民の御意見というものを十分に今後拝聴いたしまして、この問題に対処してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○初村謙一郎君 この漁船保険組合の格差是正について聞かなければならないと思うわけでございまして、漁船保険組合の区域、特に地域組合については、都道府県の区域を原則といたしておる関係から、漁業の実情、特に漁船勢力の実態とは一致しておらない。たとえば各県に一つあるのではありませんが、北海道には八つもある、兵庫県には二つある。合計四十七あるわけでありまして、組合間において相当の格差があるのが実情であります。保険事業を営むためには、単位組合として、一定規模の保険加入が確保されなければならぬというところは、もとより申すまでもありません。都道府県の区域を原則としながらも、弾力性のあるものとして健全な組合育成をはかる必要性を痛感せざるを得ないのであります。今回の改正案においても、「特別の事由があるときは、この区域としないことができる」としてあります。この点配慮されているようでありまして、けれども、次の点をお聞きいたしたい。

「特別の事由」、これはどういう事由を言うのか。さらに具体的には、組合の合併を行なわねばならないことになるものと考えますけれども、政府として、どのような腹案を持ち、これが実現のためにはかなる援助処置を講じようとするのか。漁船合併の例が示すとおり、容易なことでは具体化は困難であると思うが、改正案の実効を期するための政府の具体策について御説明を願えれば幸いです。

○政府委員(荒勝廉君) ただいま御指摘のように、改正法第七條で、「特別の事由があるときは、この区域としないことができる」というふうにしておりまして、これにつきまして、私たちのほうにいたしましては、ただいま御指摘もありましたように、地域が非常に大きい地区、たとえば例示でございまして、北海道のような場合とか、そのほか、それぞれの地域によって多少考え方が違ひますので、あるいは漁種が、漁法なりが全然違ひというふうな場合もございまして、これについて何も無理に都道府県を一本にする必要はないのではなからうか、こういうふうに考えておる次第でございます。

それから、できましたら、ただいま御指摘のように経営規模が小さく、あるいは漁船数が小さく、やはり経営的に今後存続していくには多少無理があるというふうに考えられます組合につきましては、われわれもいたしましては、極力合併できるならば、組合員の意向も尊重しながら合併を奨励してまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

【委員長退席、理事園田清光君着席】

○初村謙一郎君 政府の再保険金額について質問に入るわけでありまして、従来、この再保険金額は保険金額の百分の九十と法定していたところでありまして、今回の改正案によつては「保険金額に政令の定めるところにより農林大臣が定める割合を乗じて得た金額」とするとしているわけでありまして、

そこで伺いたしますが、現行の一律百分の九十とするこの決定——いいですか、百分の九十とするこの決定、すなわち改正を必要とする積極的な事由、さらに改正条文の具体的ななきめ方、政令の定め方、農林大臣の定める割合について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(荒勝廉君) 従来は、ただいま御指摘のように、一律百分の九十ということで再保険の割合をきめておったわけでございまして、最近の経済の情勢を反映いたしまして、単位組合におき

ましても、それぞれ経営が、多少弾力的に性格を異にしてきておりまして、むしろわれわれもいたしましては、経営意欲を増進する、あるいは自主性を尊重するということも考えまして、今回の改正におきましては、幅を持たせることにいたしました。政令におきましては、七割から九割以内の範囲内で定めるということで、従来の百分の九十を、百分の七十から百分の九十までの間で、それぞれの組合できめていただくように指導してまいりたい。こういうふうに考えております。実際問題といたしましては、百分の九十の従来どおりのグループと、それから百分の八十というふうな再保険金の割合を下げるというんですが、改定するグループと二つに分けて実行してまいりたい、こういうふうに考えております。大体八割を希望しては、約二十組合程度ではなからうか、こういうふうに考えておる次第でございます。

○初村謙一郎君 やはりこの保険事業というものは漁民が、その加入者になるためになるように、ほんとうにいいなというふうな結果になるように運営すべきであらうかと思つたので、十分その点を配慮してもらいたいと思つたので、

次に、漁船保険中央会への交付金が今回三十五億円交付されるわけですが、前に、たしか四十一年度ですかに十二億円交付されたというふうに聞いておりました。そうしますと、その運用益は大体三億程度が見込まれると思つた。これが使途について中央会は漁船保険振興勘定を設けて、その収支については農林大臣の承認を義務づけ、適正な使途が確保されるよう仕組まれているところでありまして、今回の交付金が加算され、規模が相当増大することに伴ひまして、従来の使途の再検討を含めて具体的にどのように使われる予定なのか、一応明らかにしてもらいたいと思つた。

○政府委員(荒勝廉君) 先般には十二億円の交付金を法改正とともにいただきました。今回さらに特別会計に生じた剰余金三十五億を、今回の

法改正とともに漁船保険中央会に交付いたしました。合わせて四十七億円の基金をもちまして、この漁船保険事業の振興に寄与するよう指導してまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございまして、これは御存じのように、前の十二億円もそうでしたが、今回の三十五億も同様でございまして、この元本は一切手を付けずに、合わせて四十七億円の基金としてこれを積み立てておきまして、これ大体ただいま御指摘のように、私たちの計算でも、六分八厘くらいの運営というふうな考えまして、計算上平年ベースで三億二千万円前後の運営利益をあげるようになっております。これにつきましては、その使途につきましては、無事故報償事業というものをまず第一点に考えまして、無事故のものにつきましては、この優良業者に対してこれに報償金を出す、それから二番目に漁船の事故防止のための事業でございまして、これはいろいろな器具等の購入に對しまして助成する。たとえばライトのようなものとか、そういった海難防止のためのいろいろな施設等を助成いたしたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

それから次に保険金の仮払いでございます。この漁業者に対する保険金の早期支払いを期するために、漁船保険組合が再保険金請求と同時に、一定率の再保険金を仮払いする。国から、特別会計から当然出るものでありますけれども、多少この審査等の関係もありまして、時間的に二、三カ月くらいかかることも往々にして多くありますので、仮払いからいち早く支払っていくというふうなことでもございまして、

それから異常危険率等のための貸し付け事業で、大事故等がありますと、やはり保険金の支払いの原資が、場合によっては不足するともございまして、そういうときは漁船保険組合に對しまして、一時融資という形で事故を起こされた漁船の所有者に對しまして、仮払いをするための一つの措置というふうに御理解願いたいと思つた。それからさらに、漁船保険組合ごとに多少経

資格差等がございまして、付加保険料の問題等、多少問題ともなっておりますので、それにつきまして付加保険料の格差を是正するために、この中央会から事務費の一部といたしまして助成いたしまして、多少経営の事務費も出せないような組合に對しまして、事務費の補てんをいたしてまいりたい、こういうふうに大体考えておる次第でございまして。

○初村瀧一郎君 災害を受けた場合に、審査が非常に手間取って、なかなか困るという不満の声を聞くわけですが、なるほど保険金を払う場合には厳格な審査が必要かと思ひます。しかしながら、やはりいろいろな事務の停滯で加入者が迷惑をこうむる場合があるわけですが、私どもも再々それを聞くわけですが、今後迅速に正確にやうていただくように希望をいたします。

最後に、次に漁船積荷保険臨時措置法につきましてお伺いをいたします。

漁船に積載した漁獲物について、その損害を保障する制度を確立するために、試験実施のための制度を設けるもので、けっこうなことではございすけれども、今回の試験実施から除外されました船主責任保険制度について、いつごろまでに試験実施ができるのか。また、本制度は四十八年十月一日から五十二年十月一日までの五年以内に失効することとされておる、五年以内に本格実施に踏み切ることを予測いたしておるところでありまして、が、本格実施の時期について政府の考え方を告示願ひたいと思ひます。

○政府委員(荒勝巖君) ただいま御指摘のよう、この漁船積荷保険につきましましては、この十月一日から向こう五年間、五十二年の十月一日までの間を試験実施期間と一応定めておるわけではございますが、この本格実施の時期につきましましては、この漁船積荷保険の実験実施をやりまして、早い機会にいろいろな資料なり知見を得まして、できますればこの早い機会——五年という期間を待たずにでも、早い機会に本格実施に移れるようわれわれといたしましては努力いたす所存でございまして。

また、船主責任保険につきましましては、今回私たちのほうも、当初は多少実験実施という形で考えたわけですが、これは非常に複雑な問題等がございまして、漁船保険中央会なり、また、私たちの政府の手元におきましても、船主責任保険の実験実施をするにはあまりにも知見なり資料が乏しくて、どうも今回の法律、新立法という形にはできなかったことにございまして、私たちがいたしましては非常に残念に思つております。これは早急に、国際的な形でわれわれといたしましては、資料の整備を行ないまして、おおむね三年間ぐらいの間、全部資料を整備いたしまして、これにつきましても、できるだけ早い機会に船主責任保険制度の実験実施ができるよう努力してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○初村瀧一郎君 まあそういうことで、船主責任保険制度は三年ぐらひはかかるということではございすが、やはりなるべく早くしたほうがよろしかろうと思ひますので、格段の推進方をお願いいたしておきます。

そこで、この種漁船積荷保険等を民間保険会社が、ことしの四月から行なつておると聞いておりますが、政府において御調査しておわかりになつておる点がありますれば、その内容をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(荒勝巖君) 従来から、この漁船の積荷保険につきましましては、民間の保険会社でも従来から保険制度を引き受けられておつたようではございます。ただ、それは航海ごとの方式といひますか、航海建て方式というやり方で、航海ごとに保険を積むという考え方で実行されておつたようではございまして、それに対して、今回のたゞい御審議願つております法律案では、年間方式といひ、年建て方式といひますか、そういう考え方でわれわれとしましては採用いたしたい。こう考へておりますので、それにならしまして、民間のほうも逆にこの四月から年建て方式に切りかへられて、この制度保険と民間保険との多少のまあ競

争意識といひますか、民間のほうで非常に、この政府の考へております方式をまねてこられたといふふうに感じておる次第でございまして。

○初村瀧一郎君 最後に、水産業協同組合法改正案について質問に入ります。

この漁業協同組法の信用事業は最近急速に伸びてきて、非常になかなか成績をあげておるようになつて、思ひますけれども、まだまだ農協と比較すると、立ちおくれが非常に目立つておるのであります。

たとえば、系統信用事業の基礎となる貯金は、漁協の場合に四十七年三月末現在の調査では一組合当たり約二億四千万程度、農協は十二億四千万程度でありまして、漁協の六倍にもなつておるのであります。また、貯蓄率も、農林漁業金融公庫資金を含めた場合に、漁協では八六・六％、農協は五二・〇％と、これもまた大きな開きがあるものであります。

漁協では、遠洋漁業の発達している地区漁協、それから業種別漁協、水産加工場などで非常に貯蓄が少なくない貸し出しが多いという実態があるのでございまして、これと全く逆の傾向を持つ沿岸漁業中心の地区漁協と平均した結果が、前に述べたような数字になるものであります。そこで、こうした実態にある漁業系統信用事業を振興する観点から、次の諸点について考え方をただしたい。

まず、基本的な問題といたしまして、私は、やはり漁協の合併を取り上げなければならぬと思ひます。漁協の信用事業が農協と比較して弱体な最も基本的な理由は、やはり漁協の規模が小さいといふこととあります。漁協は、昭和四十二年成立した漁業協同組合併助成法に基づいて合併が進められておるものでありますけれども、順調にいってない。その理由の一つは、漁協の場合には、やはり漁業権の管理団体としての性格があるためであると思ひます。これが私は漁協の合併の阻害になつておると思ひます。政府は、このような実態にある漁協の合併を今後どのように指導していく考えかをお尋ねをいたしたい。

○政府委員(荒勝巖君) 昭和四十二年に制定されました漁業協同組合併助成法によりまして、また、四十六年にそれがさらに延長されておるわけではございまして、四十二年から四十七年までの実績は、六年間でございまして、合併件数は二百九十三といふふうになつておるわけではございまして。これにつきましましては、ただいま御指摘のよう、なかなか農協等に比べまして、合併の進捗率があまりよくないわけではございまして、これはやはり基本的にはこの地域漁業の地域の独自性に基づきます一つの漁業権のあり方、漁業権の合併といふこと等々からみましても、その系統運動として、この合併の必要性は認めながらも、地区漁民の共同財産である漁業権をどう合併によつてこれが変動するのからいふこと等の不安感といひますか、その辺がからみまして、なかなか漁協の合併といふものが従来あまり進捗してない事情にございまして。これにつきまして、政府といたしまして、なお法律が延長されましたことでもありまして、これにつきましまして都道府県を通じて合併協議会等を設けさせまして、この運動についてさらに計画を策定いたしまして、適切なそれに伴う指導を行なうとともに、この必要な推進費につきましまして経費を助成して今後ともさらに合併を促進してまいりたい、こういうふうにご考へておる次第でございまして。

○初村瀧一郎君 現在、系統の自主的な運動として漁協貯蓄増進運動といふものが自主的に進められておるのであります。これが非常に漁協信用事業の最近の急速な伸び率と申しますか、伸展の運動につながつておるわけではございまして、この運動に對して、政府はどのように評価をしておるか、また、今後どのように指導していく考へなのか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(荒勝巖君) いま御指摘がありましたように、昭和三十七年度には、漁協の貯蓄目標をいたしまして五百億円といふことを目標に運動が展開されたわけでありまして、その後第五次運動といたしまして、昭和四十九年度を目標といたし

まして、現在全国の漁協関係者の間で貯蓄五千億円運動ということで、当初に比べますと約十倍の貯蓄運動を開始しております。さういまして、これは昭和四十九年度を終了して、もっと早い機会に達成するのではなからうか、こう見ておるわけでございまして、これにつきましては、先ほど御質問がありましたように、やはり遠洋、沖合いも含めませんが、沿岸漁業等を含まして、一千万トンにのぼる漁獲があったというのを背景といたしまして、旺盛な国民の動物たんぱくへの需要が旺盛であつたというふうなこともありまして、比較的この数年來魚価が安定的に高く推移してきておる次第でございます。その魚価の好況を反映いたしまして、漁民の収入なり所得も相当伸びておりますが、こういふように見ております。農協のほうからは主として農産物の販売代金の貯蓄もさることながら、農地等の不動産の転売により収入が非常な貯蓄の源になっているやに聞かされておりますが、水産のほうには、そういったものがあまりございせんので、漁民のとりました天然資源であります魚の販売代金が主として貯蓄の目標になつておるといふふうに、われわれ考えておる次第でございます。

○初村 一郎君 やはり私は、この漁協の系統に對する行政当局の検査とか、あるいはまた系統の自主的な監査の体制というものはあまり十分に行なわれておらないと思ひます。そういうことでやはり信用事業をやるには、何はさておいても、組合員の信頼が必要かと思ひます。そこで不正事件を防止して、系統の信用事業に對する信頼を、より高いものにするためにも、こういうこれらの体制を拡充していく必要があろうかと考えられますが、長官のこれに對する考え方はいかにあるのでしょうか。

○政府委員(荒勝 慶君) 今回漁業協同組合法の改正にあたりまして、当然に成立後におきまして、為替取引なり、手形割引の方法を適用する組合が出てくるものと考えております。その当該組合

は、私たちの考え方でも、まあ法律的にもまた実務的にも信用がなければ適格組合とは申せないものであります。さういふ適格な組合につきましては、当然に信用力はあるけれども、逆にまた、さういふ手形取引なり為替を行なうに際しまして危険性も伴いますので、これらにつきまして、新業務を実施するにあたりまして、さういふ適格組合から先に検査を開始してまいりたい、さういふふうな考えておる次第でございます。

○初村 一郎君 最後に、今回の法改正で先ほど長官も言つたとおりに、漁協等は為替取引あるいはまた手形割引をするようになるわけでございまして、先にも私が申し上げたとおりに、漁協の現状は、漁業権の管理団体という性格もからんで、規模が零細なものが多く、したがって、貯金残高を例にとつてみましても、五億円以上の預金残高のある組合は、約二千三百の組合の中であつたの百組合にも満たないのでございます。あるいはまた信用事業を行なう専従職員についてみましても、一人から三人という組合がほとんど多いのでございます。そこで貯金残高あるいは業務執行体制等について一定の基準を設け、本事業を実施すべきことは当然であらうかと思ひます。ところがさういふ法律をつくりますとすると、すべての組合が、為替あるいはまた手形の割引をいたしたいという希望が私にはあらうかと思ひます。そこで前段に申し上げたやうな、いろいろな事情から、これを具体的な基準というか、あるいはまた指導方針というか、さういふものをやはりはつきりさせるべきであらうと、さういふ考えますので、この点について水産庁長官の御答弁を願つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(荒勝 慶君) ただいま御指摘のやうに、内國為替取引あるいは手形割引業務を行なわせる漁協等につきましては、すべての漁協というわけにはまいりません。やはり多少優良な組合に限定して指導してまいりたい、さういふふうな考えておるわけでございまして、また、さういふ優良な組合というのは、事故というものを未然に

防止できる体制がそろつてゐる組合といふふうなわれわれとしては考えておまして、この具体的な一つの基準――とまでいきませんけれども、指導方針をいたしましては、内國為替取引については専任職員が四人以上、信用事業に従事する職員がそれ以上、貯金残高が五億円以上というのを基準といたします。また手形割引業務につきましては、やはり信用事業専任職員が四人以上、これは貯金残高がさらに多額でございまして、十億円以上といふふうな限定してございまして、さういふ組合の中からさういふ重要な要等も今後強くなつてくると思ひます。また、この貯金残高等がふえてまいりますれば、われわれとしましては、さらに追加的に考える考え方をございまして、現在、漁協の数が地区、業種別系統漁協あるいは水産加工組合といふふうなものを全部合わせますと二千七百四十八組合ございまして、そのうち信用事業あるいは貯金業務をやっておりますのが二千九組合でございます。その二千九組合のうち、為替業務の適格組合が、私たちの判断では現在百九十九組合といふふうな考えておまして、また手形業務の適格組合を一応四十一組合といふふうな踏んでおまして、さういふところとでさういふ基準といふ基準といふ基準、さういふ方向で、法律成立の暁には指導してまいりたいと、さういふふうな考えておる次第であります。

○工藤 良平君 私は、いま御質問がありました三つの点についてこれから質問をしてまいりますが、その前に、これからの日本の漁業の基本的な問題についてかなり突っ込んだ議論をしなければならぬのではないかと、実は思つておるわけであります。まして、とりわけ、日本の漁業が需要の増大によりまして、一つの傾向として沿岸漁業から沖合いへ、さらに沖合いから遠洋へとさういふような状態で、かなりの漁業に對する進展があつたと思ひます。しかし、現在のやうに、汚染が非常に進行する中で沿岸漁業が衰退の一途をたどつてゐる。さういふやうな状態を踏まえながら、一体これから

日本の漁業の安定をどうしてはかるのか、さういふことがやはり中心的な課題として私は議論をされ、その中から今回出てまいりました法案の位置づけといふものを考えてみたい、このように思つてゐるわけであります。さういふ意味から、まず最初にお聞きしたいと思ひますことは、日本の現在の漁業生産量の伸び率、先ほどお話がありましたけれども、かなりの伸び率を示しておるやうでございまして、さういふ傾向として、まず生産量、どのようなか、さういふ伸び率であるか、ここ数年の状況を、概略でよろしゅうございまして、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣(櫻内 義雄君) 手元の資料で申し上げますと、一番最近で申し上げますと、四十五年と四十六年の関係で申し上げますと、沿岸漁業は二・三％、沖合い漁業は七・九％、遠洋漁業は七・一％、浅海養殖業は一〇・七％と、さういふやうな伸び率でございます。先ほど御指摘がございましたが、沿岸漁業が比較的ふるわいなのであります。しかし四十五年、四十六年の比較におきましては、生産量百八十九万一千トンは百九十三万五千トンといふふうに、ただいま申し上げた二・三％の伸びを示しております。沖合い漁業は三百二十七万七千トンから三百五十三万九千トンと伸び、遠洋漁業は三百四十二万九千トンから三百六十七万四千トンに伸びておる。さういふやうな傾向でございまして、四十四年が、若干不振でございまして、いま申し上げたやうな傾向で、現在遠洋漁業の生産量が一番多い。次は沖合い漁業である。沿岸漁業は残念ながら遠洋、沖合いにだいぶ劣る、さういふやうな状況にあると思ひます。

○政府委員(荒勝 慶君) ただいま大臣からお話がありましたことにつきまして、多少さういふことございまして、補足させていただきます。さういふことですが、遠洋漁業につきましては、四十七年度におきまして総漁獲量一千七万トンの漁獲量を日本はとつたわけでございまして、これは実質的に世界

第一位というふうになっておるわけでございますが、従来千二、三百万トンぐらゐを——チリがアンチョビー一魚種だけで千二、三百万トンの漁獲をあげておったわけでございますが、これがどういふ事情か詳細なことがわからないのでありますが、チリのアンチョビーが全然漁獲がなくなつて、その結果、これはほとんど全量フィッシュミールに回つておりました、多少サージン等のかん詰めになつておつたようでございますが、これがえさの不足という形で世界的な形で飼料不足の大きな原因になりました、これはほとんどアメリカが大量に購入しておつたわけでございますが、それがだめになりました、さらに大豆等の不足ということも加わりまして、この飼料問題が非常に重大な大きな原因になつておるものと思ひます。その結果、日本が相対的に第一位に上がりましたわけでございますが、この漁獲高の、ただいま大臣が御報告申し上げましたように、遠洋なり沖合が非常に伸びているように見受けられますが、たとえば遠洋漁業におきましても、大型マグロ等につきましてもはむしろ最近資源的には満腹に近づきつつありまして、どちらかというところ、少し停滞さみ、むしろ衰微型になつておる次第でございます。

それに反しまして、北洋のペーリングを中心といたしますスケソウダラの漁獲が非常に伸びてまいりました、その北洋のペーリングあるいはカムチャッカを含めまして約二百五十万トン前後の漁獲をあげておるのはなにかうかと思ひます。これは主として、御存じのように、従来はほとんどタラ子だけとてまいりました、あとは多少スケソウダラとして持つて歸つてきておりました、最近におきましては、大量にかまぼこの材料といひまして、すり身といひまして持つて歸りまして、あまりよくないものをフィッシュミールにして持つて歸つてきているというふうなことで、重要な日本におきまして国民のたん白資源として活用されておりますし、また、動物用の飼料としても活用されておるわけでございます。

沿岸漁業につきましては、先ほど大臣からも数字は申し上げましたが、最近横ばいの傾向にあるわけでございますが、これが高級魚といひますか、国民の非常に嗜好に適した魚種がむしろ減つてまいりました、クルマエビとか、タイとかといひたものが非常に停滞してまいりました、逆に、これは私たちの一部の勘なり予想でございすが、カタクチイワシとかいうふうなイワシ類が、下魚といひれますところ、これにつきまして、非常にふえてまいりました、これにつきまして、資源的には非常にふえてきておりますけれども、實際問題としまして、私たちのPRも十分でないせいもございすが、この太平洋周辺でも非常に大量の、カタクチのみならず、マイワシまでとれておりますが、これがどうも消費者の食せんに上がるようになかなかならない。非常に安くいたしましても、何となく売れ行きはあまりよくないというふうなこともありまして、これらにつきまして今後われわれといたしましては、国民の嗜好に適しました魚種がとれるように努力したいというところ、それらの対策といたしまして、今回日本海を中心といたしまして、瀬戸内方式というものを改めまして栽培漁業を大いに努力いたしまして、中高魚の稚魚を栽培いたしまして、それを放流することによつて国民の消費者の食卓を今後にきわすように努力してまいりたい、こういうふうな考へておる次第でございます。

○工藤良平君 いまのお話のように、沿岸漁業よりも沖合の漁業のほうが伸び率もいし、さらに沖合の漁業よりも遠洋漁業のほうが伸び率が非常に高い。こういうふうな御説明でございすが、将来の展望として、それでは、日本が一番期待している遠洋漁業といふものが、資源の問題あるいはまた、各国の水域における規制等の関係からいひまして、将来さらにこのよう伸び率を示していただけるような展望といふものがあるのかどうか、心配する必要があるのかどうか、その点についてはどうですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 先ほどもお答え申し上げたんでありますが、国際的な環境は必ずしも樂觀は許さないと思つております。各国の領海の主張あるいは漁業管轄権の主張から見まして、いろいろと憂慮すべき情勢はだんだんあると思ひます。しかし、これを打開する上におきましては、国際協力の上に立ちまして、そして日本国民の大事なたん白資源の確保をしなければならぬといふことから、今回国際漁業協力財団の発足を見たというふうなこともございしますし、また、未利用資源である深海魚の開発というふうなことも考へていく必要がありましますし、さらには、すでに発足後三年経過いたしました、海洋水産資源開発センターによる新漁場の開発、こういうふうな漁業関係の資源確保につとめてまいりたいと思つております。

先ほど四十六年まで申し上げましたが、いまここに資料がございまして、四十七年におきましては、海洋漁業の関係で一〇五と前年度に對してある程度の伸びを示しておりますが、沖合、沿岸におきましては九九、九九とちよつと落ちておるようございします。御参考までに申し上げておきます。

○工藤良平君 私一つ心配してまいりますのは、やはり漁業資源の問題であらうと思つておりますが、そういう意味から、先ほどは相対的な漁業の生産高の問題についての概括の御説明がありましたが、私もその点については、了解をいたしたのであります。私もその点に、さらにそれを掘り下げてみますと、主要漁業の種類別の生産量という統計が出ております。たとえば北洋、遠洋のトロールとか、あるいはマグロはエネツとか、沖合のいり、す、あるいは巻き網とか、そういういり、す、いろいろ種類別の漁獲高を見てみますと、非常に集中的に極端な伸びといふものが一部にあるようであります。そういう点から判断をいたしまして国際的に日本に漁業に對する非常に大きな注目がされてきておるようでありましますけれども、そういう点から私の私は心配が一つ出てくるのではないかと、このようにも考えられるのでありますけれども、その点についての御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(荒勝義典君) ただいまさきに御指摘のとおりでございますが、まず国際的に世界中の各国あるいは各人種すべての人が摂取するようになつたといふマグロでございますが、これにつきましては、資源的には満腹どころか、むしろオーバーフィッシングであるといふふうなFAO等の認定がございまして、これは、先進国のみならず、開発途上国におきましても、最近盛んにマグロをとり始めたといふふうなこともありまして、これらにつきましても、非常に国際的関心が高まり、かつまた、国際規制も非常に強まつてきております。で、いろいろな条約がございまして、日本もそれに参加いたしまして、これは、それぞれの条約に従ひまして、マグロの規制をいたしておりました、このマグロの漁獲量につきましては、今後の将来性といふものはほとんど期待できないのではないかと、日本でも、ただいまお手元の資料にありますように、マグロの日本の漁獲量といふものは年々漸減の傾向を示しております。

これに對しまして、カツオ——同じマグロの系統であります、いま大型マグロのことを申し上げたのでありますが、マグロでもカツオの小型の系統になりますと、まだ国際的にもほとんど資源が開発されていないといひますか、とられておりませんで、現在では、日本だけがこのカツオを非常に好むといふふうな傾向もございまして、最近では、カツオ・マグロといふ一体の漁業形態の中に入つておられますが、相当カツオ類の漁獲に漁獲努力が進んできておる。これにつきましては、世界的にも、まだ資源的に十分であるといふことで、まだ資源評価さへも十分わからないくらい大量なものがとられておられますので、カツオ類の漁獲の将来性といふものは、まだ十分あるのではなからうかといふふうに思つておる次第でございます。

それからまた、クジラ類等につきましては、資源的に非常にきびしい国際監視のもとにありま

て、先ほど御答弁申し上げましたように、南水洋捕鯨漁業というものの将来性については、今後なお相当な不安感が伴うのではなからうか、こういうふうにご考慮願ひたいと思ひます。

なお、エビ等の問題は、日本の資本が相当海外に進出してまいりまして、国際的な漁業協力のものと、あるいは輸入という名のもとに、エビ類は沿岸地先で相当とつておるわけですが、これはたん白量としての、量的にはほとんどたいへんな数字にはなりません、やはり国民の非常に嗜好性の食品として珍重されておる、こういうふうにご御理解願ひたいと思ひます。

なお、今後、いままではアフリカ諸国あるいは南米諸国におきまして、日本としてもあまり従来知らなかつた漁場が最近の調査によりまして、非常によくわかつてまいりまして、今後あらゆる魚類につきまして、日本人としては、まだ不得手といひますか、見えない魚種を今後とつてまいりまして、国民の消費をこれによつてまかなうことができまするならば、今後さらに漁業協力の名において、こういう発展途上の魚を相当とれるようになるのではなからうか。これは発展途上の沿岸地先の魚でございます。

問題は北洋系統でございます、日米加あるいは日ソ、それぞれ条約で北太平洋を中心にしたとして漁業を営んでおりますサケ・マスにしましても、カニにしましても、資源的な評価の問題もさることながら、実質的にいわれるそれぞれの国の国家の一つの利害関係というものを反映いたしまして、年々十分な漁獲量がとれないような形に追いついてまいりまして、今後さらに一そうの努力を必要とするのではなからうか、こういうふうにご考慮願ひたいと思ひます。

また、スケソウダラ等につきまして、従来ちよつと表現があれでございますが、わくようにとれる、無限にスケソウダラはおるんだというふうに、従来科学者の間でもそう見ておりましたところ、この四、五年の日本の漁獲努力というものの

の反映があつたのか、それとも海況の異変なのか、スケソウダラにつきましても、多少赤信号といひますか、将来性について多少の懸念があるといひます、これにつきましては、国際規制はございせんが、日本側の自主的な漁獲規制という形で北洋ペーリングのスケソウダラにつきましては、本年度は百五十万トンということと自主規制をいたしまして資源の保存につとめておる次第でございます。

○工藤良平君 日本の漁業がこれから国際的に受け持たなければならぬ主要な任務、私は、日本が特にたん白資源を漁業に求めているという立場からいたしますと、ただ単に、日本の国内におけるたん白を充足をするという意味の漁業と同時に、また国際的な日本の非常に進んだ漁業というものの役割りというものは新たに私は考えられていかなきゃならぬのじゃないかと、こういうような気がするのでありますけれども、そういう意味から、現在とられておる日本の漁獲高の中で、国際的に日本がどのように貢献をしていくか、そのために、どのような予算が使われているか、こういうことに私は非常に重大な関心を持つのでありますけれども、そういう意味から、いま生産している量の中で、他の国にどれくらい出しているのか、また、他の国からどのような種類のものをどれくらい輸入しているのか、国際的に、日本が漁業振興のために使っているお金はどれくらいか、そういう点についてお示しをいたしたいと思ひます。

○政府委員(荒勝慶君) 日本が現在発展途上国等から入らせております魚類といひます、魚の総量は約五十万トン前後でございます、大体主としてこれは金額的にいいますと、クルマエビ等が非常に大量のもので、次はマグロ類、韓国等からのマグロ類の輸入でございます。それに対して、反面、輸出のほうは、これは金額でございますが、四十六年度で千四百六十六億円の輸出をいたしております、その大宗をなすものがアメリカの四百一億円、その次が英国、それからオラ

ンダが六十九億円、それから西独も六十九億円、フィリピンが六十五億円、こういうふうになつておりまして、その他が七百三億円というふうになつておるわけでございます。この輸出の中心をなしますアメリカにつきましては、これはマグロのかん詰め類を中心としたものでございせん。それから、イギリス、西独等は、これはサケかん、あるいはカニかんを中心としたものでございせん。あるいはカニかんを中心としたものでございせん。高級品でございます。それから、多少そのほか真珠等もございまして、それからフィリピンと申しましたか、南方系は、これは非常に大衆魚の中心でありますサバのかん詰めを、日本ではほとんどあまり売れないものでございまして、サバはとり過ぎてなかなか売れないものでございまして、かん詰めいたしましたして東南アジアを中心としたして輸出しておるわけでございます。

この結果、そういう形で、貿易バランス上はそういうこととございまして、むしろ私たちの見限りにおきましては、フィッシュミールを中心としたしまして、今後世界一の魚の輸入国にんだんだん逐次なつていくのではなからうか。いま五十万トンくらいと申し上げましたけれども、五十万トンも魚を輸入している国はございせん、今後やはり一千万トンの大台は確保しながら、なおかつ国民の需要が数年後には千四百万トン前後といふふうに見えておりますので、これは、まだ正確な需要調査はいたしてありませんが、そういうことにかからみまして需要の増大する消費をまかなうために、世界各国から輸入の確保をしななければならぬというところにもなつてくるものと見ておるわけでございます。

これに對しまして、国として何をすべきかといふこととございまして、従来の水産庁の行政の中心は、沿岸漁業を中心としたして行政施策をもつておるわけでございまして、沖合いなり遠洋漁業のほうは多少――沖合いのほうにつきましては、漁船の建造に伴う資金につきまして資金の手当てはいたしてまいりましたが、ほとんどそれだけでございまして、まして遠洋漁業につきまして

は資金の手当てもおよそ行なえないままに、四十七年度予算におきまして五億円の開銀資金が初めて計上された。母船式といひますか、大型の母船につきました、そういう五億円の資金手当てがあつたというふうにご御理解願ひたいと思ひます。この遠洋の問題につきましては、予算的な裏づけといふものはほとんどございせん、従来、国際会議の場を通じて、漁獲ワクの確保につとめるとともに、そういう国際協定とか、国際会議の席で日本政府としてがんばつてきた、あとは操業は漁業会社の自由な操業におまかせしておつた、こういうふうにご御理解願ひたいと思ひます。

ところが、先ほど大臣がお話になりましたように、それだけでは、やはり日本の単なる海外の漁業進出という形だけでは国際的なコンセンサスが得られない。むしろ沿岸部の領海におきまして漁業管轄権の発言権の増大といふものが非常に最近急速に出てまいりまして、極端な例は沿岸二百海里、これを領海という宣言をいたしまして、先般ブラジルなり、ウルグアイでございまして、百九十海里の沖合いで日本のマグロ船が二隻連射して拿捕されるという例もございまして、そのほかインドネシアあるいはフィリピン方面でも、むしろ当然領海といふふうには、国際的なコンセンサスがあるにもかかわらず、フィリピン群島なり、インドネシア群島の中は、内水といふことで、領海以上に内水扱いでございまして、日本の漁船といふものはおおよそ普通では一隻も入れないといふようなことで、それぞれインドネシアとはたたい協定を進めておりますが、協定を進めることによりまして、日本の漁船の立ち入りを認めてもらふ。そのためには、相当な多額の協定に伴う援助の費用を要求されるというふうな形になつてきておるわけでございます。

それらに對しまして、従来政府としまして、公式に予算といふものを計上していませんでしたので、四十八年度におきまして初めて国際海外漁業協力のための財団というものを設置いたしました

て、初年度十億円でございますが、海外との漁業協力を推進するに際しまして、日本の漁船が向こうの沖合い地先で漁業を営まれる機会のチャンスをつくるために、これらにつきまして十億円の予算を計上いたしまして、相手国との間の協力によりまして漁業を推進していくことにしております。国民たん白資源の確保といたしまして、これをねらいといたしまして、こういった事業を初めて開始いたしまして、そのほかさらに、別途外務省に、海外の漁業援助経費といたしまして十億円ほど計上いたしまして、今後これらの予算を、てこ入れしながら、海外の漁場の確保に資してまいりたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○工藤良平君 いまお話のように、もっぱら日本の漁業というのは、とる漁業で、もちろん世界の各地に参りまして、豊富な資源を開発してきたという意味においては、一つの貢献であったと思えますけれども、現在のように、たん白資源の問題が重要な課題になってまいりますと、いまお話のように、二百海里という一つの規制の中で、きびしい日本の漁業に対する監視の目というものが光ってくるわけでありまして。

そこで私は、これからの主要な議論になるわけでございますけれども、やはりそのようなことを進めていくためには、日本の一体沿岸漁業というものの対して万全の対策を講じ、しかる後に、やはりそういう国際的な局面についても十分に話ができる、いわゆるものが言えるような体制を私はつくる必要があるのではないか、このように思っております。

しかし、残念ながら、日本の沿岸漁業というのは、極端な海の上これによりまして破壊寸前の状態になっている。こういう問題を一体これからどうするかということが私は重要な課題でなければならぬと思えます。もちろんいまお話しのように、今日まで漁業の対策として使われてきたものは、確かに沿岸漁業にすべてと言つていいくらいにつき込んできたらうと思えますが、しかし、それは比較的優遇されたと言いますと、極端

かも知れませんけれども、いわゆる陸の問題に比較をいたしまして、やはりこの水産関係については非常に冷遇されたような私は感じを受けるのであります。それがさらに近ごろの汚染の進行に伴つてそれが全く壊滅的な状態を受けるということになってきておるのではないかと思ふんです。そこで、これからの沿岸漁業に対する一体対策をどうするか、全くこれについては、もうどうにもならないということから新しい道を求めていくのか、さらにやはり汚染について、これ以上よこしてはいけぬ、さらにきれいな海に取り返しながら、とる漁業から養う漁業へという形に変わっていくのか、その基本的な問題を私は大臣にお伺いをしながら、さらに休憩していただきまして、あと休憩後その問題についていろいろと触れていきたいというふうに思ふので、その基本的な問題についてまず大臣にお伺いしておきたいと思ふ。

○国務大臣(櫻内義雄君) 沿岸漁業の振興は言うまでもないことでございますし、ただいま工藤委員がお話をされましたように、私も、今後、とる漁業というよりも、つくる漁業というほうが優先するということとはしばしば申し上げてまいりました。ところでございます。現在の沿岸漁業の受けております都市化に伴う下水などによる影響、あるいは工業排水による汚染、いろいろと問題がございます。そういう点については、第一次的な基本的なこととしては、公害規制の諸法規を厳正にこれを施行していくと、そして海を汚染から守ると、こういうことが沿岸漁業の資源確保の道である、こう思ふ。

また、つくる面につきましては、先ほど来長官もお答えを申し上げましたが、栽培漁業の問題あるいは新たな漁獲の設置、それから浅海漁業の開発といういろいろな諸施策がございます。現在、第二次の構造改善事業を積極的に進めておるのでございまして、これも沿岸漁業の振興のためにやつておる施策であることは言うまでもないわけでございます。これらの公害対策から栽培漁業の関係、構造改善事業というものを、これを総括していきますと、大体四十八年度で五十五億七千万からの予算をつぎ込むわけでございます。漁業の面から申し上げていきますと、四十七年度の三十九億六千万ほどの予算に比較して四十八年度におきましては、ある程度前向きな施策をとつておるつもりでございます。まあ、こういう施策をやしながらお話しのとおり、つくる漁業、それからまた、繰返し申し上げてきたところでございしますが、何と言つても資源を確保する。つくる漁業というそういう見地に立つていきますならば、まだまだ漁業資源というのは努力次第で、枯渇するといふよりも、むしろどんどん増殖していけるものではないか。こういうような面がわれわれとしてぜひ努力することが、海外からいろいろな資源を買いあさつて非難を受けておる日本といたしましては、こういう水産業の面で努力をするといふことは、もうこれは幾ら努力しても一向批判を受けるものでない。非常にけっこうなことであつて、ちょうどこれからもう一度漁業も見直されるいい時期にきておるのではないかと、こういう見地で、工藤委員のいまお話しになったようなことを念頭に置いて、これからさらに努力をしてまいりたいと思ふ。

を、これを総括していきますと、大体四十八年度で五十五億七千万からの予算をつぎ込むわけでございます。漁業の面から申し上げていきますと、四十七年度の三十九億六千万ほどの予算に比較して四十八年度におきましては、ある程度前向きな施策をとつておるつもりでございます。まあ、こういう施策をやしながらお話しのとおり、つくる漁業、それからまた、繰返し申し上げてきたところでございしますが、何と言つても資源を確保する。つくる漁業というそういう見地に立つていきますならば、まだまだ漁業資源というのは努力次第で、枯渇するといふよりも、むしろどんどん増殖していけるものではないか。こういうような面がわれわれとしてぜひ努力することが、海外からいろいろな資源を買いあさつて非難を受けておる日本といたしましては、こういう水産業の面で努力をするといふことは、もうこれは幾ら努力しても一向批判を受けるものでない。非常にけっこうなことであつて、ちょうどこれからもう一度漁業も見直されるいい時期にきておるのではないかと、こういう見地で、工藤委員のいまお話しになったようなことを念頭に置いて、これからさらに努力をしてまいりたいと思ふ。

す、大豆の輸出に關し、七月、八月積みの既契約につき、各契約ごと一律五〇％削減という規制措置を発表いたしました。この規制によると、八月から九月までの大豆の輸入量——到着ベースでございますが、約三十万トン弱となります。これに七月未推定在庫四十七万トン、米国外からの輸入見込み四万七千トンを加えますと、この期の供給量は約八十一万トンとなります。この数量は、この期間の通常の需要量六十万トンを満たしてはおりますが、期末在庫は二十一万トンとなります。以上、米国の規制の発表とそれに伴うわが国の大豆の需給の状況を御報告申し上げた次第でございます。なお、多少、いろいろな情報もございしますが、御質問に伴つてお答えを申し上げます。○委員(亀井善彰君) それでは、質疑のある方は、順次御発言願ひます。○中村波男君 過般の委員会でも質問を申し上げたわけでありまして、二日の日の具体的な規制案を見なければ政府としても根本的な対策は立たない。こういう御答弁でもありましたわけでございますが、今朝、その内容が発表されました。ただいま大臣から御報告を受けたわけでありまして、ただいまの大臣からの御報告によりますと、七、八月分の契約済みが五〇％規制になるんだと、こういう御答弁をお聞きいたしました。そこで、期末在庫が二十一万トン程度になつて、いわば相当需給の關係は苦しくなるといふ、こういう結果になるということでありまして、関連でありますから、長い時間をおかりして具体的に御聞きすることでもできませんので、資料として後刻ひとつ御提出をいただきたいと思います。出荷見込みが、先般の委員会では六十万トンというお話がありました。問題は、六月二十七日までこの六十万トンのうち、どれだけ船積みがなされておるか、こういうことが私たちとしても、不安の一つ

の材料であります。したがって、七、八月份の五〇％規制になりますと、いわゆる新しい豆が出荷されますのは十月以降ではないかと思うのであります。九月はどうかという問題がそこに残るわけでありまして、そういう点を含めまして御答弁を賜りたいと思います。

○国務大臣(櫻内義雄君) 六、七月到着分の船積み済みのもの、これは遺憾ながら、まだ完全に掌握ができておらないのでございまして、先般御報告を申し上げたのとおり、六十七万トンと推定をいたしておるわけでありまして。

そこで、七、八月の積み出しの既契約について一律五〇％削減は現実に日本にとっては、どういふ数字であるかと申し上げますと、約三十万トン弱と申し上げましたが、これは一千一百万ブッシェル、こういうふうな発表されております。これはワシントン大使館との電話連絡でございまして、公電ではないのであります。まだ公電は未到着でございまして、一千一百万ブッシェル、これが約三十万トン弱に該当するのでございまして。

それから九月積み出し分は、現在、契約分七万トンと承知しておるわけでありまして、いわゆる旧契約分の契約分が七万トン。そこで、九月の中旬以降、新穀の契約がどうなるか、こういうことになるわけでございますが、この新穀につきましましては、これも非公式でございまして、新穀については、規制しないつもりであるが、現時点ではまだ決定し得ないとした由と、こういう電話でございまして。この文字どおりで、なかなかむずかしい表現でございます。新穀については規制しないつもりであるが、現時点ではまだ決定し得ないとした由と、こういう連絡でございまして。そこで、九月分が二十一万トン、在庫で十月に入る。

アメリカとの契約分の残がどういふことになるか、新穀分に対する契約がどうなるかということ、十月末の在庫に非常に影響するのでございまして、一応七万トンの旧穀分が船積みされるものと、こういう推定でまいりまして、十月は需給とんと、若干ちよつとマイナスではないかと、

こう思えるのでございまして。そこで九月までは、別段問題なくいけるということでありまして、万全の対策を講ずる意味におきまして、農林省としては、需給調整協議会を関係者でもちまして、そして国内需給が適正に行なわれるように対処したいと、こういうことになりました。

また昨日、いすれにしても、大豆規制は輸出規制がとられるものという前提のもとに、日本油脂協会の坂口会長を招致いたしました。この大豆の規制に対する協力方を要請し、また、農林省としてのあつち限りの行政指導をいたしたいと考えておる次第でございまして。

なお大豆かすについての電話連絡では、七月及び八月積み分の外国向け輸出既契約は一律六〇％カットとするというところで、この詳細については、目下不明ということであつたわけでございますが、関連いたしますので、御参考までに申し上げておきたいと思ひます。

以上でございまして。

○中村波男君 私の聞き間違いかもわかりませんが、いまの二回目の報告では、七、八月の契約済みの数量というのは一千一百万ブッシェル、すなわち三十万トンだ、したがって、九月分としては七万トンである。合算をしますと七、八、九で三十万トンになるわけでありまして、この五〇％規制ということは、十八万五千トンなし日本に入つてこないということであるが、半額規制で三十七万トン入るといふ、こういう意味ですか、どちらですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 七、八月については五〇％規制が行なわれたわけでございます。で、九月以降の分については、何ら触れておらないわけでありまして。そこで、私もとしては、契約分の残はこれは入荷できるのではないかと、それからまた新穀分については、これは九月十五日までの積み出しの用に開いております。この七、八月の契約分については、もし違つておればあとで直しますが、そして九月契約分については触れておらない。こういうことで、それに当たる契約分が七

万トンということをお願いしたのであります。

○中村波男君 もう一度確認いたしますが、七、八月の契約分というのは三十万トンだと、その二分の一規制になるということは十五万トンなし入らぬということと違ふのですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) それは違います。規制を受けて一千一百万ブッシェル、これはトン換算二十九万トン余になる。それで先ほど三十万トン弱と申し上げたのでありますが、そういうことで規制のあとでございまして。入る分が三十万トン弱と、こういうことでございまして。

○中村波男君 規制を受けて七、八月分で三十万トン弱入つてくると。九月分は規制を受けないから契約分の七万トンは入ると。三十七万トン、七、八、九で入ることは確定であらう、こういう見通しなんです。そうしますと、六月末の在庫はどれだけあるというふうに見ていらっしゃるのですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) いまのお尋ねは十月末在庫でございまして、九月末……。

○中村波男君 いや、六月末在庫。

○国務大臣(櫻内義雄君) いま六月末在庫はここの手元にはつきり掌握した数字はございせんが、前回申し上げましたように、五月末在庫が四十万トンで、それで六、七月に到着してくる分が六十七万トンと推定しておると、こう申し上げておるわけでございます。それでございまして、それから、まあこの数字から概算しますと、これはたいへん大まかですが、月間三十万トン程度の需要と、こういうふうに見込んでおるわけでございます。

○中村波男君 あまり長い時間とるわけにまいりませんので、適当なところで質問をやめたいと思ふのでありますが、問題は、先般の委員会では六、七月分として六十七万トン契約を立てておるのだと、したがって、日本へ入庫見込みを立てておるのだと。問題は六月二十七日以降の船積みについては規制の対象になっておりますから、六、七月分の六十七万トンのうちの、六月二十七日まで

に船積み完了した数量がわかりませんと、いわゆる在庫を的確につかむことができないわけでありまして。したがって、きょうの報告では七、八月份というので三十万トン弱入つてくるのだということでありまして、したがって、先般御報告の六、七月で六十七万トン入る予定だといふもの、六月分は三十万トンの中にまあ入つていまして、問題は、六、七月分の六十七万トンのうちの七月分に規制を受けた残りの数量がどれだけ入つてきたかということが報告をいただきませんと、私たちが需給の上で、どうなるのかという判断ができな

いわけでありまして。したがって、ひとつ資料として早急にお出しただきたいと思ふのであります。六月二十七日まで船積み完了した数量はどれだけあるのだ。したがって七、八月份は三十万トン、それから九月份は七万トンということになりますから、それらの数字を整理して、委員会へひとつ出していただくことができるかどうかお尋ねいたします。

○国務大臣(櫻内義雄君) それはできるだけ早急に数字を掌握したいと思ひます。これはもう私ももととしても確実なところをぜひ掌握しなければならぬ問題でありますから、それは承知いたしました。

○中村波男君 先般、大体大臣の御報告等によつて、一月の大豆の値上がり、二の舞いを踏まないように、高騰を防ぐために、買い占め売り惜しみ法案を適用して、需給の上に悪化した事態を招かないように、最善の方策を立てるというお話しがありました。五割規制が明らかに上つた以上、これはなかなか農林省で考えになつておるような、そういう突進的な需給の見直しではなく、なつたと思ふのであります。したがって、おそらくあるのじゃないかといふことを私は心配しておる一人であります。したがって、ひとつそれらの点につきましては、先般の御説明もありましたけれども、十分な需給の見通しの上に立つて、少なくとも買い占め、売り惜しみ等が起きないよう

に、万全の対策を立てていただくことを強く要望いたしまして私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(樺内義雄君) 先ほどから御報告申し上げたように、九月末までは今度の規制によりまして大体見当がついて、九月末在庫二十一万トンと推定しておるわけでありまして。そこで九月以降の積み出しあるいは新穀分がどうなるかということ、十月以降が非常に需給が逼迫する。こういうことになるわけでございますので、そこで一応この十月の端境期を乗り切るために、先ほど申しましたように、需給調整協議会を設けて、アメリカの新穀の出回るまでをつながなければならぬ。ここをつなげば、その後は新穀の状況次第でございますが、新穀の状況はまあいいと繰り返し言われておるのでありますが、これも拙い目には考えながら、需給調整協議会で適正な配分を行ないつつ、十月に対処したい。そこで本日閣議におきまして、大豆を買い占め及び売り惜しみ防止法の適用対象物資に指定をしてもいいというふうなことをお願いしておいたようなわけでございまして、お話しのとおりこの十月からのある期間の需給というものは、きわめて重要であると思ひますので、あらゆる努力を講じて対処をいたしたいと思ひます。

○中村波男君 重ねて申し上げますが、かりに農林省が発表になつておる五月末に四十万トン在庫があつたといつても、六、七、八、九と、四月で月間三十万トンずつ消費されるということになりますと、百二十万トン要るわけでありまして、あと八十万トン五月末以降に入荷がないと、たちどころに食生活に不足を来すという結果になることは、数字的に見て、だれでも考えられる数字であります。したがつて、八十万トン入るかどうかということについては、いまの報告を聞きまして、私は大きな危惧を抱いておるのではありません。そういう点から言ひまして、もう少し明確な数字をひとつお示しをいただきたい。と申しますのは、六月二十七日までに船積みした数量がどれだけのところか。したがつて、契約はしておるけれども、その後はいわゆる出荷予定の数量がこれだけあつて、その二分の一が規制になつてこれだけ入つてくることになるんだというふうな、だれが見てもわかるひとつ資料をぜひ御提出をいただきたいということを重ねて要望いたします。質問を終わります。

○堀出啓典君 いまに追加いたしました、特に在庫等につきましても、大体どこに何トンぐらいあつて、そういう農林省の集計したもの、在庫量の詳細なデータですね、それから毎月の需要量等も、一年間を通して平均三十万トンですけれども、月によっていろいろまた違いもあると思ふので、そういう需要量のいままでの資料、そういうものをひとつ早急に農林水産委員会に提出をしてもらいたいと思ふので、まあいまの農林大臣の答弁を聞いておりました、需給が非常に問題になつておるのに、農林省としても中村委員の質問に対して全く正確にデータをつかんでいないし、そういう点は非常にわれわれも心外でございまして、詳細はまた次の機会に譲るといたしまして、そういう在庫量とか、需要量のそういう資料、それもあわせて提出してください。そのことを要望しておきます。

○国務大臣(樺内義雄君) これは、お聞き取りのほうでは念には念を入れてお聞き取り願つておるわけ、その意味におきましてデータを出すこと、ひとつもやぶさかではないと、先ほどからお約束しておるのであります。

そこで、いろいろと御心配のようでございまして、けれども、私どもの申し上げておる九月末在庫二十一万トンの推定というものは、これはもう何べんも申し上げておるうちに、これは根拠があつて申し上げておるのでございまして、重ねて申し上げ、あるいは若干補足するようになりますが、申し上げてみますと、七月末の在庫は四十七万トンと見ておるのであります。それで、八月中の到着が十六万トン、その中でアメリカよりは十四万トン、その他二万トン、九月中の到着が十八万

トン、アメリカより十六万トン弱、これがこの七、八月積み出しに見合ひ、合計八月十四万トンと、九月の十六万トン弱で約三十万トン弱と、これに該当するわけでありまして。アメリカ十六万トンの弱、その他二万トンの弱で九月末在庫二十一万トンと、これで九月までの需給については心配がないと、こういうことをはつきり申し上げておるのであります。

それから中村委員がしばしば、七月到着分約六十七万トンについて、何か私どもの申し上げておることを不安定のおとりのおりでございまして、また、私どものほうから船積み分現在幾らというのを明確に申し上げておられませんので、そういう御心配をかけておりますが、船積みのはぼ完了した数量が六、七月到着分約六十七万トンでございまして、六月分に到着が明白になつておる数量もこれは掌握しておるのであります。いま私記憶しませんが、四十何万トンか、これは掌握しておるのであります。したがつて、この六、七月到着分到着——かりにはぼ完了と申し上げておつて未確認——あと二十何万トン七月中に入らねばきもの数量というものが確認できておらない。しかし、六月の入荷の状況等からいたしまして、この到着分約六十七万トンというものについて、私どもはあまり疑問は持っておらないのであります。しかし、はつきり幾ら船積みしたか言えとおっしゃるから、正直にその辺は掌握しておらないと、こう申し上げたのであります。

○堀出啓典君 結局、そうすると、五月末四十万トンで、六、七月が六十七万トン積み出して、それが全部入つたとすれば百七万トンです。そうすると六、七月二カ月で三十万トンずつで六十万トンの使用、そうすると残り四十七万トンと、だからいま農林大臣が結局七月末で在庫が四十七万トンというの、いわゆる先ほど中村さんの言われた六、七月積み込みの六十七万トンが全部入ると、そういう計算の上に立つておるわけでしょう。ということは、六十七万トンは全額入ると、そういうことをはつきり確認しておれば、先ほどの質問

に対する答弁にもなるし、私も了解できるわけです。それはもうはつきり六十七万トンは船積みは完了して、先般の六月末の規制の前に積み出しを終わつておると、そういうことなんですか。

○国務大臣(樺内義雄君) それが少し正直に申し上げておるから、はぼ完了したという表現をしておるもので、御心配をわずらわしておるものが、いずれ近々にこの数字は確実に掌握できるものと、こういうふうに思つております。

○委員長(亀井善彰君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(亀井善彰君) 漁船損害補償法の一部を改正する法律案、漁船積荷保険臨時措置法案、水産業協同組合法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。順次御発言願ひます。

○工藤良平君 それでは、休憩前に引き続きまして質問を続行いたしたいと思います。

最近、衰退しつつあるといひましても、やはり沿岸漁業に対する寄与率というものはかなりやはり重要視しなければならぬ状態にあると、このように私は思つておるわけでありまして、また先ほどお話しがありましたように、将来の展望として千四百万トンのやはり需要があるというふうなことから想定いたしました。この沿岸漁業の問題についてはたいへん重大であらうと思ひます。そこで、現在沿岸漁業の一番大きな問題は、すでに御承知のように、水銀なりPCB汚染をはじめとして、工業用排水その他のいろいろな条件から、私たちの回りの海がよこされてきて、このようになつてきておるわけでありまして、これも、そのような意味から特に重要なことは、やはり漁業、沿岸漁業の場合に、工業の発展との重要な問題というものが出てくるだらうと思ひます。そこで、今日までいろいろと紛争が起こつております過程の中で考えてみますと、漁業権を放棄することによつて、いわゆる埋め立てを許すこと

に対する答弁にもなるし、私も了解できるわけです。それはもうはつきり六十七万トンは船積みは完了して、先般の六月末の規制の前に積み出しを終わつておると、そういうことなんですか。

○国務大臣(樺内義雄君) それが少し正直に申し上げておるから、はぼ完了したという表現をしておるもので、御心配をわずらわしておるものが、いずれ近々にこの数字は確実に掌握できるものと、こういうふうに思つております。

○委員長(亀井善彰君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

に対する答弁にもなるし、私も了解できるわけです。それはもうはつきり六十七万トンは船積みは完了して、先般の六月末の規制の前に積み出しを終わつておると、そういうことなんですか。

○国務大臣(樺内義雄君) それが少し正直に申し上げておるから、はぼ完了したという表現をしておるもので、御心配をわずらわしておるものが、いずれ近々にこの数字は確実に掌握できるものと、こういうふうに思つております。

○委員長(亀井善彰君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

によって、工業の発展というものが成り立っておるように私は思います。そういうことから、先ほどもちょっと御意見が出ておりましたけれども、近ごろ非常に漁協におきましては貯金率が高くなった、このような御指摘がございました。一般の農業協同組合等につきましては、都市近郊等における土地の売却等によりまして、その預金率が非常に高くなって、余裕金が四〇％にも達するといふような状態になってきたというのを議論をしてきたわけでありまして、漁協が今まで非常に貯金率も低く、逆に貯蓄率がきつて高かったといふようなことから推定をしてみますと、近ごろの貯金率の増加というものが私は漁業補償等の問題に相当大きく寄与する面があるのではないかと思ふわけでありまして、このような実態について若干御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(荒勝巖君) 私たちの手元で今いろいろ調べたんですが、現在までの時点では、特段この漁業権の消滅にかかりまして、その漁業権の一種の代金として受け取ったものが、貯金に大きく積み立てられたといふふうな傾向は、まだ顕著には出ていないので、ほとんどつかんでないと思ひたいと思ひます。

○工藤良平君 これは後ほどお伺いしようと思つたんですが、たとえば瀬戸内海の沿岸で埋め立てが行なわれましていわゆる漁場の面積、逆に言うと失われた漁場、そういうものが、ある説によりまして二万ヘクタールとか推計をされておるわけでありまして、全体的に埋め立てによって失われた漁場、それに支払われた補償額、こういうものをある程度把握なさっていると思ふんですが、それが一体どういふ程度のものであるのか、その資金というものが金融機関にはどのようなふうで流れているのか、その点さらにお伺いをいたしたいと思ひます。

補償代金などの程度入っているかということにつきましては、つまびらかにしておりませんので、御了承願ひたいと思ひます。

○工藤良平君 今回のこの水協法の改正に基づきます主要な要点というものが、為替業務を行なうといふことが主要な改正点のようでありまして、けれども、もちろんその改正に至ったものもろの条件といふものは、さまざまな要素があると思ひますけれども、この中で指摘をされておりますように、やはり漁協の非常に不安定な、しかも格差が非常に大きいといふことも指摘をされておるわけでありまして、そういう傾向の中で、貯金率が近ごろ非常にふえてきたと、これは指摘をされておりますけれども、かなり預金の運動も実施をされてきたと、従来市中銀行に流れていたものが、あるいは信用金庫等に流れていたものが漁協に集中をするようになってきたといふこともありましようけれども、私もやはり特に沿岸漁業が停滞をし、若干伸び率が二・何％という先ほどお話がありましたけれども、全体の伸び率からすると非常に少ない。しかも現在のような混乱した状態が起こつてまいりますと、私はやはり漁協に対する信頼感といふものが逆にまた薄れていくといふようなことから、せっかく集まりつづける預金の状態といふのも一つの大きな変化を来したのではないかと、この意味から、いわゆる汚染による漁場の縮小、いわゆる漁業の衰退といふものが、一体そういう面にとどのような影響を及ぼしているのか、その調査というものは当然私はなされていると思ふんですが、そうではなくて、やはり全体的な漁業の振興の中で、漁村の皆さんの生活が安定をしていのか、そういう点に対する分析といふものを私は大切にしてほしいと思つていますが、その傾向について、もう少し御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(荒勝巖君) 私どもの調べております中で、傾向をいたしましては、やはり大型の漁港

ができてきて、というのは少しことばとしてはあべこべになりますが、結局漁獲物が多く水揚げされていく場所ほど、当該漁協の預金率といふものが、収入代がふえておるもので、非常に大型の漁協に発展してきています。それになりますと、また逆に当該漁港の整備拡充といふことで、やはり漁港とその漁協との関連は、非常に相対的な関連にあるものと見ております。したがって、これは先ほどのことばの反対のことになるんですが、瀬戸内のように、すでに零細な漁民が零細な形で瀬戸内で一本釣りまたは申しませんが、いわゆる日帰り程度の漁業で比較的高級魚をとっておられる漁民の方たちの地帯では、あまり漁協も大型に発展いたしませんし、また港自身も大型化を要求されませんで、何となくその港自身が、これは言い過ぎではあります、遊漁の関連にも使われたような形になってきてまして、専門的な漁協ほど伸びてきています。こういうふうに御理解を願ひたいと思ひます。

○工藤良平君 いまそういう話が出ましたから、これは農林省の資料等を見まして、たとえば水揚げの特定地域、特定港といふんですが、そういうところに非常に集中をされてきています。で、現在漁港についても二千八百をこす漁港があり、さらにその他の港等がありますけれども、その中で、たとえば一万トン以上の水揚げ港といわれているものは百足らずの港であつて、それに集まってくる魚といふものは、すでに五〇数％が集中をする。これは五十三年の見込みを見ましても七〇％程度がそういうところに集中するのじゃないかという予測が、水産庁の段階でも立てられておるようです。その点については、確かに港の整備なりあるいはそれに付随していろいろな漁業の施設の整備等によつてそういうことが行なわれていく、そういうことから資金的な面についても特定漁港のある地域の漁協に資金が集中するといふことも私は大体わかるわけです。だとするならば、一体それじゃ非常に資金率の弱いいわゆる小さな一本釣り等を通じてやっております漁業とい

うものを、一体これからどうしていくのか。これは後ほどお伺いしますけれども、漁協の合併等が非常に困難だといふ点等も関連をしたいと思いますけれども、そういうような、いわゆる零細な漁業にたよっているところ、その漁業といふものを一体今後はどういうふうな方向に指導していくのか、それが私はやっぱり一つの大きな論点だと思つておるわけです。

いまのように海がよごれてまいりますと、だんだんだんだんいわゆる比較的高い、先ほどお話がありましたような魚が減少して、そして、いわゆる安い一般魚といわれる魚が増加していくという傾向から、量そのものについてはあまり変わりがないような統計が出ておるわけでも、しかし高級魚がどんどんどんどん減っていくといふことはいわゆる近海で沿岸漁業をやっている皆さんにとっては重要な問題なんで、そういうようなことを私どもはどうしたらいいのかといふことを真剣に考えてみるわけですが、これは昭和三十七年にいわれる、この漁業から養育、育てる漁業へといふことで瀬戸内海栽培漁業センターといふのが建設をされたやうでありますけれども、それでは、そのセンターの現在の状態といふものを分析をしてみると、一体この沿岸漁業といふものが、これからの漁業の中で占める役割りとしてはたして成り立つのかどうかという点、疑問を持たざるを得ないのでありますけれども、そういう点についてのその後の経過なり状態といふものをひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(荒勝巖君) この数年前に、瀬戸内海栽培漁業センターといふものを、瀬戸内海の各県のグループで、それを全額国庫負担で開始して、設備等の増強を急いでまいりまして、おおむね設備の完了を、この水産試験場等の研究機関で、高給魚の栽培という、世界でも珍しい栽培漁業方式といふものを開発いたしました。これを半分実験的な意味で瀬戸内海で全額国庫負担という形で財団法人を設立いたしました。施設は全部国有財産

という形で始めたわけでございます。まあ始めましたときは、実験的あるいはバイオオアの意味もありまして始めたんですが、クルマエビとか、タイとかといった高級魚の系統につきまして、非常にまあその後、知見を得まして、最近の時点では相当今後期待できるというふうにわれわれ理解しております。瀬戸内海におきましては多少まあ逃げている傾向もございますが、なるべく海の汚染されない島嶼等を選びまして、その辺で稚魚の放流をしたり、あるいは養つたりしながら、ただいま非常に伸びてきておる、クルマエビなんかも意外なほどよく伸びているわけでございます。また、タイなんかにつきましてはよく伸びてきています。また、タイなんかにつきましては、その結果、今回日本海方式というまあ日本海で五カ所を選んで、新しく各県ごとに栽培漁業センターをつくつていただくことになったわけでありまして、これにつきましては、今回はもう実験的に確立しているものであります。県におかれましては、県技術の段階で十分なし得るということで、あまり遠くへ回遊する魚は除きまして、主として地元で生息し、まあ磯つきまでいきませんけれども、おおむね当該県の沿岸の地元の沖合で生息して大きくなる魚を選びまして、栽培をしていくというふうにまあそれだけ発展した次第でございます。この方式につきましては今後われわれといたしましては大いに全国的にさらに普及を進めてまいりたい、こういうふうに思っております。なお、沿岸漁業自身のあり方といたしましては、そういうふうな極力カタチイワシとか、こういうたまたま、えさにはかからないような下魚につきましては、極力えさとして利用しながら高級魚へ切りかえていくというふうな考えでおる次第でございます。

なお、沿岸漁業のそれ自身のあり方といたしましては、どちらかと申しますと、沿岸漁業の大体の数量といたしまして、高級魚、下魚を含めまして大体二百五十万トン前後が一つの限界値というふうに水産庁としては考えておる次第でございます。いまでもまあ公費によります漁業の多少の被害はございますが、逆にまたそういう海が極端に窒素過多になりまして、その結果、コウナゴとか、カタチイワシというふうな系統の魚は非常に肥大化しておる次第でございます。われわれといたしましては、この沿岸漁業はむしろ現在の時点におきましては、栽培漁業の系統は別といたしまして、どちらかといえば抑制型で現在進んでおる、あんまり資源枯渇にならないように、各県から漁民の方々の非常に強い要望があつて、もつと漁船の許可ワクなりあるいは漁区の拡大等いろいろ御要望ございますけれども、われわれといたしましては、あまり漁獲努力の増大にならないような方向で漁船の建造なり、まあどちらかといひますと抑えぎみに推移していると、こういうふうな御理解願ひたいと思ひます。

○工藤良平君 これは農林省の統計によりまして、いまお話しのように、タイとかあるいはクルマエビ、スズキなどの非常に高級魚が極端に減少傾向をたどっているということ、これはやはりこれからの沿岸漁業にたいへん大きな問題であるわけでありまして、それとあわせて、今回のこの水銀あるいはPCB汚染に伴います不安というものの、そういうようなことがこれから一体どのように沿岸漁業の衰退というものに拍車をかけていくのか、たいへん大きな問題だと思ひます。そういう意味からやはりこの問題については、一日も早く安心して国民の皆さんが魚を食べられるような体制をとらなければならぬと思ひますが、この前から論議されておられますように、厚生省といひましたし、暫定基準を示し、さらに食事に供する一つの例示をいたしておるようでありまして、このような厚生省のとっている措置についていわれる漁場を守り、漁業生産を何とかして維持したいという農林省の立場というものを、さらにそういう意味からこういふ厚生省に対する農林省の注文といひますか、きびしい注文が私は必要ではないだらうかと思ひますが、その点についてこれは大臣のほうからひとつお伺ひをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(櫻内義雄君) 科学的根拠によつて示されておる基準でありまして、これはこれでやはり大前提となるべきだと思ひます。正しく理解されていく必要があると思ひます。今回の安全基準を見ておまして、別に報道としては○三PPMを基準とするということがちゃんと書かれておりますけれども、それはあまり目立たない。また、そのこと自体は消費者には理解されないままにアジ何匹、イカ何匹食つたらいいんだというところが――これは汚染された魚が例示されておるのでありますけれども、もう一切がいけないような印象を国民に与えては――こういうことは正しく報道され正しく理解される必要があるというところは、遺憾ながらどうもこのたびの場合は違つたのではないかと、この場合、私どもとしては、心理的な影響というふうなもの、これは見のがすことができません。したがつて、その発表の方法、説明のしかたということについても細心の注意を払わなければならぬ、こういうふうに見ております。しかし、私としては、そういう科学的根拠のある基準というものをとやかく言うべきものじゃない。これはこれで守つていく必要がある、このように考える次第であります。

○工藤良平君 この問題ですね、大臣、結局魚が汚染されていた、その魚を食べると、人間が病気になる。したがつて、魚が売れなくなる、売れなくなるから結局とるのをやめなければならぬ。このような悪循環になつてくるわけなんです。一番犠牲を受けるのは、常に生産する人たちになつてくるわけでありまして、その生産する人たちがいつも犠牲を受けている。それを救うのは一体何なのかということですね。今回つなぎ資金を出すということがございました。もちろん、それも一つの方法だと思ひますが、私は、根本的にやはりここで一体何を漁業の立場に立つてやらなければならないのかということですね。その根本について、私は、農林省の態度というものがもつと積極的な面が出ていいのではないかと、犠牲を

受けているのは漁民なんでありまして、いま、それではだいいじょうぶだからとつて、とつた魚が売れるかといつたら売れないのであります。ただ単にマスコミによる宣伝のしかたなりあるいは発表のしかただけのテクニックの問題ではないと思ひます。今日まで海の汚染について、あるいは公有水面の埋め立てについて、どちらかといふと、いつも受け身の立場であつたのではないかと。攻撃的な立場でなければならぬ農林省というものが受け身の立場であつたのではないかと。私には、根本的な問題があるやうな気がするわけですね。こういうものを契機にして、やはり農林省が、もう少し攻撃的な立場に立つていいのではないかと、実はこういう気がするわけですね。

そこで、具体的に、これからの沿岸漁業の問題、特に今日まで沿岸漁業の中で主要な役割りを示してきた瀬戸内、あれだけきれいであつた魚の宝庫といわれた、百種類にも及ぶ魚を、高級魚を提供してくれたこの瀬戸内が完全によつてしまつて、連日のように赤潮が発生をし、とれた魚が食べられないという状況が起つてきたのは、これはたいへんな問題なのであります。

そこで聞きましてまいりますけれども、私は、さつき埋め立てられた漁場の面積は二万ヘクタールをこすと、ある統計によりまして、そういうのが出ているようでありまして、これはさらに埋め立てが認可をされて、そういう進行の状態にあります。一体どこまで続くんだらうかという不安を持つのでありますけれども、農林省としては、このような瀬戸内の中における埋め立てについて基本的にとらえておられるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(荒勝義雄君) 戦後一貫いたしまして食糧増産運動ということで、相当干拓という形で埋め立てが実行されてまいりまして、これは食糧増産に通ずるという意味もございまして、農林省といたしましては、公有水面の埋め立て法に基づいて、いまでもまあ公費によります建設省にお願いを

しましたような形で干拓をどんどん進めてきた次第でございます。それが多少慢性化したと言いますが、ちよつと語弊がございますが、その中で、いつの間にかそれが大規模な産業開発のための埋め立て、いわゆる干拓が埋め立てという形に変わってきた中におきまして、多少慢性といいますが、そういうこともありまして、しかも、御存じのように、埋め立てと干拓が同時並行的な、同じ地区で、同じような形で進んでいる場合が非常に多くありまして、これについてはやむを得ないという姿勢できたわけでございますが、今回の、ただいま衆議院のほうで御審議中と聞き及んでおりますが、公有水面の埋め立て法の改正に際しまして、水産庁といたしまして、従来のような姿勢ではなく強い姿勢を持ちまして、他省の法案にこれほど強い注文をつけた機会は実になかったわけでございます。それにつきまして、結局農林大臣と運輸大臣なり建設大臣との論争という形ではないという問題があるということになりまして、環境庁長官の場所を持ちまして、環境庁という場所、この問題を白黒をつけるというところで、今後の大規模な埋め立てにつきましては、環境庁長官を通じて農林省に御相談がある。農林省のほうでそれについてこれが漁業に大きな被害を及ぼすかどうかの検討をさせていただきます。そうて意見を述べ、公害防止対策が十分に行なわれるかどうか、かつまた、その埋め立て地に漁業にとって有害な産業が入ってくるかどうかというふうなことも検討の上、返事を申し上げるというふうになつたわけでございます。従来いわゆる埋め立てにつきましては、水産庁といたしましては、およそ知らされてなかったといえますが、法律論といたしましては、何ら権限もなければ発言する場所もなかった、知らない間に埋め立てが終わつておつた。あとになって漁業者が困るとかいうふうなふうに私たち実態を知らされておりましたので、今後そういうことのないようにいたした次第でございます。

てをするに際しましては、隣の県にまで悪影響を及ぼすような最近大型の埋め立てが進んでおりますので、当然に当該都道府県にいたしましては、その問題は告示して関係県にも知らせるといふように法律改正されたやに聞き及んでる次第でございます。

○工藤良平君 沿岸漁業振興法が三十八年にできまして、このときに、もちろんこの目的の中にも、また第三条の一項にも明らかにしておられますように、沿岸漁業に携わる人たちの生活の安定向上と同時に、水産資源の適正な利用と同時に、やはり汚染に対する防止対策というものが非常に強調されてきているわけでありまして、しかし、この振興法ができて以来、非常にそれと軌を一にしたように瀬戸内の汚染というものが急速に進んでいるように思われまして、これを何とか見ますと、たとえ排水の量にいたしましては、驚くような倍率で汚染が進んでおります。これも後ほどわかれば数字を示していただきたいと思いますけれども、それに伴つて漁業被害の件数あるいは被害額というものが年々上昇しておるようでありまして、こういう点について、一体どのように把握をしていらっしゃるのか御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(荒勝肇君) 瀬戸内海の公害関係につきましては、相当いろいろな形で頻度が出ておりました。まず一番御承知なのは昨年ありました赤潮でございます。これは要するに、都市の廃棄用水のあらゆるいろいろな形の総合的な結果というところで、具体的にいわゆる公害ということの実態のわからない原因不明という形のものが、昨年ありましたハチの例の大きな赤潮の被害額でございます。この被害総額が昨年で約七十億円ぐらになつておるんではなからうかと、こういうふうにならぬ認定しておる次第でございます。そのほか、さきこの瀬戸内で被害の大きいのが、いわゆる油タンカー等の沈没、衝突等によります重油被害が意外に大きな原因になつておりまして、これが都道府県別には出ておるんでございまして、トータルいたしましたして、油公害が全国でございますが、四十六年で船舶によりますものが約十億円、それから工場、事業場が九百万円、それから漂流油、これがまあはつきりしてこのうのでございまして、約十億円というふうな油公害が出ておりました。このうち県別には大体、非常に瀬戸内海が兵庫県あるいは愛媛県、それから福岡県というふうな油公害が多く出ておるわけでございます。ことに入りましたからでも、もう岡山県あるいは香川県というあたりでだいたいタンカー等の衝突によりまして油公害が出ておるわけでございます。

さらに、次に大きな問題となりますのは、工場、事業場等の排水によります酸、アルカリの非常に強いものが出ておりますが、これはいろいろな工場の排水規制というものが強くなりまして、表面的には年々これは減つてまいりました。たとえ昭和四十四年度には、私たちの統計では三億六千万円あったものが、四十六年には四千八百万円というふうな、これ一応の報告でございますけれども、わかりませんが、工場、事業場の直接漁業に及ぼす排水による悪影響というものは非常に減つてきておる。むしろ油のほうは逆に非常にふえてきておるというふうな御理解願いたいというふうな思ひます。

あと埋め立て等につきましては、この埋め立て自身がある漁業それ自身に悪影響を及ぼすとは思われないうのですけれども、埋め立てに伴います魚の産卵場を喪失いたしました。結局、干潟のごとき種類のものを埋め立ててしまふ、その結果結局、魚の産卵場がなくなるといふことで、それがまたあとで干潟が、五年くらいたちますと、またある程度潮流の関係で別の場所に干潟ができるといふふうな問題がございまして、この干潟の問題について、いま水産研究所を中心といたしまして、何らかの形でそういう魚の産卵場を人工的につくる方法はないものだろうかといふことをいま研究している次第でございます。

○政府委員(荒勝肇君) 瀬戸内海の大体、数字を計数的に持つておりませんので、うろおぼえでございますが、大体日本の沿岸漁業の、金額的にしますと、約三割くらいが瀬戸内海で水揚げされておるのじゃないかと思ひます。しかも特に最近瀬戸内海が汚染された結果でございますが、窒素が非常にふえてきたといふことにはからみまして、ノリの栽培が非常に進んできた。従来ノリというものは、あまりきれいなところよりも、どちらかというと、東京湾がかつてそうでありましたように、わりあいにモ類は窒素が多いところで育つのであります。最近むしろ兵庫県あたりの、今回P.C.

○工藤良平君 この瀬戸内の特に周辺が、臨海工業地帯の建設等が進められておるわけでありまして、鉄鋼あるいは非鉄金属、石油精製、こういうものを見ましても、圧倒的な生産高をこの瀬戸内で担当しているというふうな統計が出ておるのであります。そのことが結局この瀬戸内を死の海にしつたといふことになっておるのではないかと私は思つておるわけですが。昨年の夏、私は、神戸、あるいは水島、さらに岩国、そして大分の臨海工業地帯、こういう瀬戸内の周辺部の調査をやつてみましても、その汚染の進行の度合いの非常に激しいことに実は驚いておるわけでありまして、さつき長官からお話がありましたように、瀬戸内海の栽培漁業センタの状況は必ずしも悲観すべきものではない、非常にいい成績をあげている。しかし、それはいい成績をあげたとしても、それを実行し得る漁場がなくなつてしまつては、これは意味をなさぬといふふうな気がするのであります。今日瀬戸内の漁業の中に占める、それでは割り合は一体どういふことになつておるのか。このままで放置していいのか、もちろん放置はできないと思ひますけれども、そういう考え方であると思ひますけれども、それは、一体瀬戸内の現在の沿岸漁業に対する割合といふものは、一体どういふウエイトを占めておるのか、その点についてちよつとお伺ひしておきたい。

○政府委員(荒勝肇君) 瀬戸内海の大体、数字を計数的に持つておりませんので、うろおぼえでございますが、大体日本の沿岸漁業の、金額的にしますと、約三割くらいが瀬戸内海で水揚げされておるのじゃないかと思ひます。しかも特に最近瀬戸内海が汚染された結果でございますが、窒素が非常にふえてきたといふことにはからみまして、ノリの栽培が非常に進んできた。従来ノリというものは、あまりきれいなところよりも、どちらかというと、東京湾がかつてそうでありましたように、わりあいにモ類は窒素が多いところで育つのであります。最近むしろ兵庫県あたりの、今回P.C.

Bで問題になりましたあれより、もうちょっと岡山寄りのほうであります、そこが、ノリの栽培ではほぼ日本一にいまやなろうとするぐらにノリの系統が伸びてきた。そのかわり貝が非常に落ち込んできた。その結果、真珠貝なんか瀬戸内海ではうまくいかないというふうになってきておりまして、そのかわりカタクチイワシ等のえさがありまして、これに付きましては、ハマチの栽培というものが非常に瀬戸内海では伸びてきたというふうで、多少海水の栄養状態によりまして漁業のあり方も、多少構造的に変化を来しておると、こういうふうには御理解願いたいと思ひます。

○工藤良平君 この問題だけであまりあれと思ひますけれども、もう一つ、いまお話がございまして、確かにこのノリの栽培が非常に急速に進んでおります。統計上からもそういうことが出てくるわけでありまして、いまちょっとお話がありました新しい産卵場をつくらなければならぬということもおっしゃっているわけでありまして、従来まで魚の産卵場の一つの大きな場所でありました、またそれが魚の生息する主要な場所でありました、いわゆるモ場の確保の問題、これはかなり汚染をされて、モ場が減つてしまつていくことを私もよく聞かされておりますが、そういうことになる、これはやっぱり海全体の酸素量等の問題からいたしまして、問題が起つてくるのではなからうか。いろいろな形のものからみ合つて赤潮の発生なり、そういうふうな発展をしておると思ひますけれども、同じモ場でありまして、汚染をしても、実際の魚が生息をしてくるモ場というものは、大体従来からいたしまして六〇%、あるいは五〇%も減つてしまつていくことを私もよく聞かされておりますけれども、その点について水産庁としてはどのように把握をしていらつしやるか、御説明願ひたい。

○政府委員(荒勝肇君) ただいま多少触れましたように、埋め立て等によりましてモ場が喪失いたしましたけれども、潮流の変化によりまして上流から流れ出る土砂がまたある特定の場所にはやはり集積する、それが四、五年のうちに大体モ場らしくなつてまいりまして、新しい魚の産卵地として育成されていく、これが自然の形にまかしておるわけでありまして、それを今度は、今後人工的といひます、研究いたしまして積極的に人工的にそういうモ場の育成ができればいいものだらうか、こういうことの研究をいまやらせていただいております。こういうふうには御理解願ひたいと思ひます。

○工藤良平君 わかりました。そういうことでぜひひとつ、これからの漁業の基礎はやはり何といひましても、私たちは、海をきれいにする、やはり漁場を確保する。こういうことが大前提でなければならぬと思ひます、そういう条件を満たすことによつてきつめて不均衡であるいまの漁家の生活の安定というものも確立できる。これはやはりすべての面における私は原則だと、このように考へておるわけでありまして、ぜひこれは大臣にも私さつき攻撃的な極端なことを使ひましたけれども、やはり常に受け身ではなくて、農林省が漁業問題についてより積極的ないろいろな方策を打ち出していく。そういうことが漁場を守り、漁家の皆さんの生活の安定というものを確保できる最大の道であらうと、このように思つておるわけでありまして、この点に対する格段のひとつ大臣の御努力をお願いをいたしたいと、このように考へるわけでありまして。

○国務大臣(橋内義雄君) 工藤委員のおっしゃることは、ちょうどいままさにその機運になりつつあるときでございまして、私としては、公害諸法規による汚染の防止に全力を尽くし、また、その汚染源に対しての措置につきましては、通産省関係省庁との間に緊密な連絡をとりまして、いよいよ漁業を阻害するような要因をつくらぬ。これをまず前提にいたしまして、それから前向きな栽培漁業であるとか、大型漁礁の造成であるとか、またそのほかの金融措置であるとか、流通、加工の問題とか、そういうものに取り組みしまして、これからの沿岸漁業の振興に一そう力を入れてまいりたい。もう御指摘のとおりに考へる次第であります。

○工藤良平君 それでは、次に水協法の問題について若干触れてみたいと思ひます。水産協同組合法の一部改正は、すでに四十六年に行なわれておるわけでありまして、その当時からいろいろの附帯決議がなされてまいつております。今回のこの三法の改正におきましても、やはりただ単に三法だけを改正するだけではなくて、もっと水協法そのものについて私どもが考へてみる必要があるのではないかと、これは実は気がするものであります。この中で今日まで指摘をされました問題点、たとえば漁協の近代化あるいは健全な管理運営をはからなければならぬ。こういうことが指摘をされてきておるのであります。この点については、一体どのような指導とその管理運営に対する育成が行なわれてきたのか、そういう点に対してはお聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員(荒勝肇君) 漁協だけの問題といたしまして、われわれもいたしましては、まず、先ほど来申し上げておりましたように、合併の促進というふうなことを非常に正面に押し出してきておるわけでございます。全国に二千七百近くもあります、非常に零細な形で漁業協同組合というにはちょっとふさわしくないような、また信用事業さへも行なつていないような漁協もございまして、こういうものを合併をすることによりまして、まあ一人前の組合として漁民の信頼を得るような漁協に育ててまいりたい、こういうふうには考へておるわけでございますが、しかし、どうもその合併自身につきましては、それほどはかばかしく進んでない、せいぜい一割程度しか合併が進んでないというふうなこともございまして、今後さらにこの問題につきましては、合併の促進方に努力してまいりたいというのが第一点でございします。

それからさらに第二点といたしましては、漁協自身の監査体制を高めていくというふうなこと、これは非常にちよつと逆な意味では消極的な面でございますが、国なり県なりの段階におきまして、外部からの監査を定期的に行ないますととも、内部監査体制も的確を期しまして、不正等の、あるいは不当な赤字の計上がないように指導してまいりたい、こういうふうには考へておる次第でございます。

さらに第三点といたしまして、積極的に貯蓄運動を推進することによりまして、この漁民の要望にこたへるよう、資金需要等十分にまかなえるようにこれは指導してまいりたいというふうには考へておりました。これらの成果を踏まえた上で、今回の漁協法の改正に伴ひまして、御存じのように手形なり、為替の取引ができるような道を開くことによりまして、さらに組合としての経営内容の向上あるいは漁民への貢献ということに力を尽くしてまいりたいと、こういうふうには考へておる次第でございます。

○工藤良平君 毎回の決議で、衆議院、参議院ともにそうなんです、四十六年、四十七年と、この決議の中に出てきておるものが、いま長官が御指摘いたしましたように、合併の問題がなかなかかばかしくいかない、こういうふうなお話ですけれども、そのことは毎回指摘されておるわけなんです、合併がでかきという阻害要因といふのはそれで、一体何だらうか。今日まで一割しかそれがでかかたという阻害要因は一体何かということ、この点に対する分析はどのようになさつておるわけでありまして。

○政府委員(荒勝肇君) 基本的にはどうも私たち水産庁の検討でございまして、やはりそれぞれの漁協が、戦後の漁業改革というのを契機といたしまして、漁業権の管理主体になつたということ、非常に大きな漁協の合併ということになります、問題となつて出てきておるわけでございます。それぞれの漁協が漁業権を持っておりますので、漁協自身が合併するに際して、それぞれの地先にあつた漁業権をどういう形で合併するの、か、しないのかというふうなことが、この当該地先に居住しております零細な漁民の方々の十分な説得力がでないというところからわかってません。

が、どうもその漁業権問題が頭に最後までこびりついて、最終的に漁協の合併ということになるが、どうも話が御破算になつてしまふというのがあるが、そういう例が非常に多いように私たちが分析している次第でございます。

○工藤良平君 この漁業権の問題、私は先日からときどき漁業権の問題を口に出すのでありますけれども、御承知のように、私どもの関係する地域におきましても、いろいろと漁業権をめぐる争いがあります。漁業権をめぐる争いというのは、非常に漁場が狭くなつてきた、よれてきた。それから起つてまいります漁業権の争いという面もありまして、あるいはまた漁業権を放棄するための内部における利害相対立した考え方の相違から起つてまいります争い、さまざまの問題があると思ふのでありますけれども、主として現在私どもが見ている範囲では、どうも漁業権の放棄をめぐる問題で争いを起し、それが全体的に漁協の運営そのものにまでも影響が出てくる。このような状態が実はひんぱんに起つておるようなんです。こゝにいますけれども、こゝにいます点について私どもは、一体基本的にどう考えたいのかというところに悩まされるのであります。どのような指導をやつたらいいのか、非常にむずかしい問題ですけれども、やはり漁業権の問題がこの合併の一つの大きな障害であり、そのことが漁業の近代化を阻害をし、生活の安定を阻害をしているとするならば、これは除去していかなければならないことだと思ひますので、そういう点も少し御説明いただきたいと思ふんです。

○政府委員(荒勝龍君) 最近、工業都市化の推移に伴ひまして埋め立てが相当日本じゅうで、各地で進行、あるいは計画が持たれておるのでございまして、それに伴ひまして漁業権の問題なり、漁業協同組合内部の紛争といふ事か、内部対立といふものが非常に頻発しておる次第でございます。それらにつきまして相当各県なり、各方面から御相談にあずかつておるわけでございますが、

私の見ているところによりますと、やはり、どうも当該漁業の地元周辺におきまして、専業漁家の方はやはり漁業権を死守したいという気持ちがあるに強い。それに対して、兼業漁家の方々は、どちらかというと、もう年も召されたというふうな方もありまして、この際、漁業権をある程度の、要する程度の金額で手放すことによつて、あと老後の安定を得たいというふうな方と二つに分かれて、これが一つの紛争の原因になつてゐるんじゃないだろうか、基本的にはどうもそういうふうに見ざるを得ないと私は見ておるわけでございまして。

漁業権を死守したいと言われる方につきましては、これは漁業として生涯さらに将来にわたつて漁業を営みたいというお気持ちには十分私の方もわかりますので、これはこれなりに当然のことだと、こゝに思つておるわけでございまして、問題は、その兼業漁家の方を中心としたしまして、この漁業を手放したいという方と、それから埋め立てをしたい、あるいはその漁業権を実質的に買取りたいというふうな話になつてまいります。これはやはり話し合ひで、手放される漁家の方の納得の得られる金額なり方向でやつていただきたい。ただ、私どもの立場からしますれば、その単なる埋め立てが、その周辺の漁民に対して重大な悪影響を及ぼすというふうな埋め立ての場合につきましては、私のほうにそれぞれ意見を申し上げて、都道府県知事の善処方を強く要望している次第でございますが、往々にして、だんだんと話が白熱化しますと、少し刺激的になつて紛争が起つておるようでございまして。

私たちがいたしましては、やはり地元漁民の納得のいく方向で、ということ強く要望しております。また、漁民の方にも、漁業権を持つてゐるのはあなたたちなんだから、その点よく腹をきめて内部で相談していただきたい、こゝにいうふうな申し上げておきまして、不当にこの漁業権を取り立ててしまふということ、現在の漁業法の立場からいたしまして、それはできないことになつ

ておりますので、これはそういう線で指導している次第でございます。

○工藤良平君 大体時間も、私の持ち時間も参つたやうでありますので、こゝら辺で集約をしたいと思ひますが、さつき午後の初めですが、問題が出ました水揚げの特定地域集中の問題がありまして、それと今回の法改正の問題で、為替取引の關係等についても充実をしなければならぬということになつておるわけであります。それと同時に、やはり今回は漁港法の改正によりまして、新たにこれからの五十年間にかなり思い切つた漁港の整備をやるということが決定をされているわけであります。それと同時に、また現在の水揚げ地における仕向け先別の統計を見ますと、生鮮食品として出すよりも、むしろ近ごろでは、加工部門が非常に増加の傾向にある。このような統計が実は出しておるようでございますけれども、この点については、漁港整備とあわせながら加工設備に対する近代化の問題なり、あるいはその他諸施設の充実ということも当然重要な課題になつてくるだろう。このように思ふのであります。そのようない施設を強化することによつて、漁家の皆さんの貯金率も高まるだろうし、あるいは有効に近代化のために自分たちの金も使える、こゝにいう状況も出てくるのではないかと、こゝに思ふのであります。その点に対する水産庁の考え方を伺ひをしておきたいと思ひます。

○政府委員(荒勝龍君) 先般御審議願いました第五次漁港整備計画に際しまして、われわれといたしましてはあくまでやはり漁船の出入りがより大型化し、また安全性のために漁港の基本的な設備を拡充していくということを第一にあげておるわけでございまして、さらに最近の情勢からいたしますと、単なる堤防等の拡充強化のみならず、この漁港の近代化という観点からいたしますと、この機能設備というものがやはり大事でございまして、当然に基本設備のほか機能設備もこれを今回つけ加へまして、来年度以降の機能設備の整備につきましては、予算上大いに配慮してまいりたい

い、こゝにいうふうに考えている次第でございます。

問題はさらにただいま御指摘のように、加工利用設備等の背後地の問題でございまして、従来の大型の漁港におきましては、戦前から戦後の一時期までは大量に魚がとれた場合に、これをほとんど魚かすという形で肥料なり飼料に多少回すというふうな形で処理してまいつたのでございまして、この重大な国民のたん白資源の魚を消費する形態としまして、いろいろな加工用の魚を今後整備していきたいということで、加工設備の増大が強く特に大型漁港におきましては要望されてまいりました。それらにつきましては加工設備の強化ということで、われわれといたしましては、当然に予算上この水産物の流通加工センター形成事業という形で、沿岸漁業の漁民の揚げてくる魚を何らかの形で加工して、売り上げ代金の収益をあげていくという方向で今後指導してまいりたい、こゝにいうことで、これはすでに着手してまいり、今後大々的にやつていきたい、推進してまいりたい、こゝにいうふうに考えている次第でございます。

なお、その関係で、当然に機能設備のほかに漁港の整備に伴ひまして、背後地を拡充整備しなければならぬという問題が出てきておりました。それらにつきまして用地造成等を含めまして漁港の予算、漁港の整備計画を策定し、あるいは査定する際に十分織り込んで指導している、こゝにいうふうに御理解願ひたいと思ひます。

○工藤良平君 時間が参りましたからこゝで終りたいと思ひますけれども、先ほどから私、国際的に見た日本のこれからの漁業の問題なりあるいは非常によごされておる沿岸漁業といふものについて見切りをつけるべきか、しかし、あるいはさらに、改善をしながらたん白資源の確保という意味において、あるいは、りっぱな漁場を今日まで保つてきているわけでありまして、それを、よりよい条件をつくり出すという最大の努力をよ

り積極的に進めていかなければならぬ努力がいま私どもに課せられておる。こういう議論を進めてまいったわけでありますが、せつかくとれました漁獲物が荷役作業や、あるいは処理、保管、あるいは荷さばき等のいろいろな混乱から、それが国民の食せんに供される前に鮮度を著し、あるいはそのことが漁家の皆さんの収入に非常に大きな影響を及ぼす、こういうことがあつては全く生産したもののたいへん大きなロスになるわけでありますから、そういう点につきましては、いま長官お話しのように、万全の対策をとつてもうかういふことが必要であらう、こういうふうに思ふわけでありまして、そういう背景の上に、十分な体制を整えた上に、やはり私は、金融というものが今回の改正のような形でより強化をされ、充実をされていくということがたてまえでなければならぬ、このように思います。

内容につきましては、前回、金融四法の際にも議論をしてまいりましたし、そう大同小異はないわけでありまして、要は、やはり、漁業の場合には、その基礎的条件を、どのようにして強化をしていくかということのほうは私は、より重要ではないだろうかというふうな気がいたしましたので、内容に触れる、より以上にこの問題を重要視いたしまして議論を進めてまいったわけでありまして、まだまだ私も自身としても検討しなければならぬ事項がたくさんあると思ふので、この時点に立ちまして、汚染魚で不安定な状態が出てきているときだけに、農林省のこれからのより積極的な対策というものを私は重ね重ねお願いを申し上げ、最後に大臣の決意のほどを伺ひまして、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(櫻内義雄君) 遠洋漁業の問題、また沿岸漁業の問題について、る御所見を交えての御質問をちょうだいしたわけでございます。私も、先ほどもお答えをいたしましたように、公害によつてわが国の沿岸漁業が汚染をされておる、また海洋漁業において国際的な制約も次第にきび

しくなつてきておる。そういうふうな、水産業を取り巻く環境は必ずしもよくない。こういう際に、漁業を大いに振興するといふことについては、一段の努力が必要だと思ひますが、しかし、また同時に、現在の高度成長経済に対する批判からいたしまして、また、日本の国際的な経済上の立場からして、各国からの批判にこたへる上におきましても、漁業や農業といふものが特に見直される重要な時期に来ておる。このような認識のもとに、一そう漁業の上に、特に御指摘のございました沿岸漁業に力を入れてまいりたいと思ひます。

○堀出啓典君 それでは、この三つの法律案の審議の前に、私は現在の漁業危機に対する水産庁の長官としての考え方を少しだけおきたいと思ひるのであります。先ほど、午前中、午後になつていろいろ話がありましたが、国際的な環境もこれは当然非常なきびしくなつてくる。そしてまた一方、とる魚からつくる魚へ移る。こういう方向はわかるにしても、いづれにしても、しかし、つくる魚をつくるに、海の汚染といふものが防がれないければ、これはつくる魚もできないわけですね。ところが、海の汚染は非常に進んでおるわけですね。言うなれば、これは国民にとつては重大な、大問題だと思ひます。そういう問題について、私は、もう全く水産庁の姿勢というものは非常に消極的であり、もつとつと漁業の危機を国民に訴え、そうしてこの汚染を守るには一農林省、一水産庁ではできない問題ではないわけでありまして、田中内閣のそういう姿勢そのものを改めていかなければいけないんじゃないかと思ひます。

私には、瀬戸内海の沿岸に生まれて、いままも沿岸に住んでおるわけですが、先ほども話がありましたように、年々赤潮は増大をしておる。先般、公害立法ができましたけれども、赤潮の発生件数、それによる被害金額、そういうものはどんどんふえておるわけなんですけれども、そういう中で、ただ、この委員会が水産の危機を唱えるだけではだめなんであつて、ほんとうにあらゆる面

において内閣の姿勢というものを正していかなければいけない。そういう点で、私は、水産庁としても、もつとつと声を大にして、工場排水の規制にしても、あるいは監視体制にしても、実際には水産庁にはその権限はないわけですね。海上保安庁なり、あるいは通産省なり環境庁がもつとつとこれは動いてくれないわけじゃないかと思ひます。これはどう考へておるのか。われわれの感じからしては、ちよつとのおんびりし過ぎておるんじゃないか、ほかの庁省にちよつと遠慮し過ぎておるんじゃないか、もつとあはれてもらいたい。そういう気持ちなんですか。

○政府委員(荒勝肇君) 日本の大事な国民たん白資源であります魚のうち、特に国民の常食として国民に好まれております魚が日本の沿岸周辺でとれておりますことは、もうすでに御承知のとおりでございます。この二百五十万トン前後のいわゆる国民の常食の魚を、いかにして守り、また、いかにして繁栄させるかということが水産庁に課せられた重大な任務の一つであることにつきましては、私も十分にそれは存じておる次第でございます。単に沿岸漁業振興といふことで、従来はいろいろな形で一種の構造改善事業的な振興対策を打ち出して、予算を使ひまして振興してきた次第でございますが、やはり基本的に、最近におきます公害問題といふことが、産業の発展の中におきまして、問題は、公害対策を十全に行なわない限り沿岸漁業の振興といふものはあり得ないといふふうに私自身考へておる次第でございます。

もつと端的に申し上げるならば、公害対策がこの沿岸漁業の振興対策とはうらはらで、二つのものでは、同一物である。これを、公害対策を十分やればおのずから沿岸漁業の振興もできますし、沿岸漁業の振興をはかるならば、公害対策を片づけることによつて十分に振興できると、こういうふうな私自身考へておりました。今後、公害対策につきましては最善、最大の努力を払いまし

て、この問題に対処してまいりたいと、こういうふうに考へておる次第でございます。

○堀出啓典君 そこで、端的に聞きますが、あなたは水産庁の長官として、瀬戸内海ですね、これは、瀬戸内海は私の地元だから言うわけじゃない、一つの例としてあげるわけですが、瀬戸内海は、御存じのように、赤潮が発生をしてい

ました。やはり長期的に見た場合に、瀬戸内海は、はたして魚が住めるのかどうか、今後、あなたは、やはり漁民を守るために、また国民の重要なたん白源を確保するために瀬戸内海は魚の住めないような死の運河には絶対にならないと、そういう自信がございしますか、いまのような行政の体制です。それをちよつと聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(荒勝肇君) 長官としてお答えするのは、はなはだこの場所柄おかしいかと思ひますが、私も瀬戸内海の生まれで、あそこで育ちまして、問題のPCBが生まれた高砂沖の地先で育つた一人でございます。はなはだ私自身、私の幼いときの海が汚染されていることにつきましては、個人的な憤慨さえ実はしている次第でございます。つきましては、私自身、この瀬戸内海の今後の漁業のあり方につきましても、私として、悲願に近い形で瀬戸内海の漁業はさらに今後とも繁栄していきたいといふつもりでおるわけでございます。

ただ、現状で申し上げますと、世間で言われるほど魚の漁獲量が減つておるわけではないと。いまにして、この瀬戸内海の海を浄化せぬならば、今後さらに瀬戸内海の漁業は決して繁栄することはいけません。今回のPCB汚染あるいは水銀汚染でテレビ等で拝見していただきました。やはり相当りつばな高級魚が大量にやはり捕獲されまして、コンクリートとともに、処分されているというふうな御理解願ひまして、ああいうふうなまだ魚がおるんだといふことは、ひとつ十分に御判断

願いたいと思います。御存じのように、私たち、統計的に見ますと、やはり高級魚につきましましては、多少乱獲的な傾向もございまして、まあ公害によります被害もあるとは思いますが、むしろどちらかといいますと、タイとか、あるいはスズキとか、あるいはその他の高級魚につきましては、やはり多少乱獲の結果あつたというふうに見えておまして、今後、瀬戸内海の総漁獲量を高級魚を中心として何とかして切りかえていきたい、そのためにはこれ以上水を汚染してはならない、で、環境庁とも打ち合わせいたしておりますが、現在の水質規制なり、まあ工場排水規制を今後さらに一段と強化するならば、瀬戸内海の水も十年後にはおむねさらにきれいになるであろうというふうな環境庁のほうのお考え方もあるようございまして、ぜひともそういう線で実現できるように私自身努力してまいりたいと、こういふふうに考えておる次第でございまして。

○堀出啓典君 まあ私は、もちろん今回PCBの問題、水銀のことが問題になりました。これも確かに重要な問題だと思いますが、長期的に見た場合には、水銀とかPCBというのは、これが発生源というのは限られておりますから、これを厳重にしていけば、現在の技術をフルに活用し、企業がモラルを改めていくならば、これは解決できると思うんです。

しかし一番問題は、やはりいわゆる窒素や燐がだんだん瀬戸内海は高くなっている。先般までは瀬戸内海に尿尿を捨てておった。これを一応禁止をして、どんだんまあ今後下水処理が整備されていく。しかし、現在の下水処理の技術では、窒素や燐は海に流れていくわけですね。そうして、先ほど話がありましたように、瀬戸内海の窒素の量というの、もう十年前に比べて十倍ぐらいに高くなっている。それでいまはノリができやすくて

けれども、これが過ぎていくと、ノリもできなくなる。それと、窒素や燐というものが赤潮の原因になっている。そういうことで、赤潮の発生件数というの、年々ふえてきているわけですね。この延長線をいくならば、これはもう当然、昨年のハマチではございませぬけれども、ほかの魚もそういうプランクトンの異常発生によってこれは死滅していくと、そういう危険性は非常にあるわけなんです。そのためには、やはり工場の排水といふものを規制していかなくちゃいかぬわけでありまして、この漁業白書を見ましても、そういう水質汚濁の対策としては、まあ現行の公害法令を適用するとか、そういうようなことを言っておりますけれども、なかなか法律はあつても、法律どおり監視体制が、非常に弱いわけですね、やっぱり内閣の閣僚としてお聞きしたいと思つてすけれども、大体企業の排水口などというのは、この前も言ったように、しゅちゅう海の底のほうにあれば、潮が引いているときは水の上に出ているけれども、満ちてくると水の底にある。そういうところろは何を流してもこれはわからぬわけでありまして、それを監視する各県のそういう監視体制も、いわゆる夜の抜き打ち検査なんてなかなかできないわけですね。そういう定員は非常に少ないわけですよ。ところが、そういう監視体制の定員等はあまりふやさないで、今度の、この閣議院においては防衛二法を強行採決をして、自衛隊は三万人も欠員があるのに六千九百八十八名もふやすと、こういうことは、もちろん自衛隊も少ないよりはふやすほうがいいとはいかぬけれども、せんけれどもね。そういうことよりも魚が食えなくなるというところから国民を守るために、たとえば工場排水の監視体制を強化するとか、そういう方面の定員をふやしたり、あるいはタンカーのたれ流し——瀬戸内海はもうタンカーがどんだん入つてきてたれ流しするために漁業被害もふえておる。そういう方面のやはり定員をふやすなり、まあそういう点がちょっと私は現在の内閣の姿勢

は本末転倒しているんじゃないかと、こういうことをもつと農林大臣が、田中内閣の閣僚の一員としてやつてもらわなければ、それが農林大臣のつとめであり、それをやつてもらうことには、ほんとうに瀬戸内海の魚は食えなくなるんじゃないか、私はそういうことを非常に憂えておるわけなんです。農林大臣はそういう点、どう考えておられますか。

○国務大臣(農林大臣) 公害防止に対する具体的な御所見を賜つたわけでございます。きょうも公害対策閣僚会議がございまして、たまたま環境庁長官が夜間の排水の問題についても触れられておりました。当面責任の衝にある三木長官が十分な認識をもつて対処されておることは間違いないところございまして、私もまた、水産業を守る上におきまして、それを阻害するものもろの原因につきましまして徹底的に対応策をいたさなきゃならない大きな責任を持っておるわけでございます。ただいまの御指摘のとおり考えておる次第でございまして、船舶の航行あるいは工場の排水、それに伴う海洋の汚染につきましましては、従来よりも一層監視体制を強化するというところについては異存がございませぬし、私もまた推進をしております。

○堀出啓典君 最後に、先般からいわゆるタンカーのたれ流しによる被害、加害者がはつきりわかつている場合は別としても、いわゆる加害者のわからぬ、そういう問題ですね。先般の鳥根県の油もこれは加害者がわからなかつたわけでありまして、そのときにも、やはりそういう原因不明者に対する補償として、たとえば漁業被害を救済する基金のようなものをつくつて、まあ各タンカーがその基金の金を出す。そして原因がわからぬときには、これはタンカーの所有者全体の責任としてその被害を救済する。そういうことであれば、隣のタンカーが、たれ流しをしておつて、それが見つかつて被害を受けた場合には、全体で責任を持つわけですから、たれ流しをしていないこつちのタンカーも損するわけですからね。そ

ういうことでは、監視体制を強めて、お互いにひとつ業界としてモラルを高揚しやうというじゃないかと、そういうことで、この被害者の救済基金制度のようなものを考えるべきではないか。まあこれについては、たしか水産庁長官も検討しているというお話だつたんですけれどもね、これはもうひとつ、いつできるのか、もうだいたい検討進んでいるのかどうか。その点ちょっと伺つておきたい。

○政府委員(荒瀬肇君) 実は私といたしまして、この問題につきましましては、四十九年度の一つの予算といたしまして、制度論としましてこの問題を仕組みたいということ、現在検討さしていただいております。これは水産庁のみでない、運輸省も含めまして検討さしていただきたい、こういうふうに思つておる次第でございまして。

いろいろな公害がございまして、このうち特に瀬戸内海を中心とした公害の中で重油によります公害だけが非常に頻度が高まっております。これがしつこく衝突というふうな形での被害でございまして、これはほんとうに過失によります公害といひます。もうこれは原因がはつきりしている場合が多いので、こういうものについては、瀬戸内海の特に海面の浄化ということではこの油公害を何とか処理したい。これが一番いまのところ激しく端的に被害という形で出てきておりますので、私といたしましては、この問題には相当正面から取り組んでまいりたい、こういうふうな考えている次第でございまして。

○堀出啓典君 それでは最初に漁船積荷保険臨時措置法ですね、これについてちょっと二、三お聞きしたいと思つております。これは試験的に、そういう船に積んでいるものについての保険制度をやると、そういうような趣旨のようでありまして、そこでちょっとその前にお聞きしておきたいと思うのですが、いわゆるそういう保険をかける目的というのは、船がいろいろ事故を起こして船が沈没する。そうすると積んでいる魚もだめになつちやう。そういうわけでこの保険制度を考

を受ける。もちろんあとでお聞きしますように、指定組合ですか、指定組合の組合員でなければならぬわけですが。それを別とすれば、それはだれでもこの保険に入ることができると、そういうふうに考えていいわけですか。

○政府委員（荒勝巖君） 制度論といたしましては、漁船でありましたれば、だれでも加入できるといふふうに御理解願いたいと思います。ただ、ただいま御指摘のように、指定組合外の場合におきましては、この臨時措置法の実験実施の間だけはちよつとあるいは御遠慮していただくことになるかも知れませんが、本格実施の場合には、その問題も含めて検討させていただきます、こういうふうに思っております。

○堀出啓典君 この漁船保険組合が全国で五十何ほかあるようでありますが、それでその漁船保険組合が、いわゆる農林大臣に申請をして、そして認

可を受けなければ——認可を受けて指定組合になる。その指定組合員であるということが条件ですね。その場合に、予想としては全国の漁船保険組合が全部申請をするのかどうか、そのあたり、その認可の基準というのはいくらか、申請があれば全部認可するのか、あるいはこの組合一つだけなら認可しないのか、そのあたりはどういうようになる予定ですか。

○政府委員(荒勝兼君)　ただいま御指摘のように、これは大体さしあたりの実験実施の段階におきましては、希望によりまして指定組合を指定してまいりたいと思っておりますが、大体推定では、いまのところ、いろいろな情報等、事前折衝の段階では、約半数ぐらいが、さしあたりこの積み荷保険の仕事を引き受けたという御希望のようでございます。

○堀出啓典君　そうしますと、これ漁船保険組合としては非常に事務量もふえてくると思うんですね。やつぱりそういうのがふえてくるわけですから、そしてこれをさらに再保険すると、一部は漁船保険組合も保険を持たないかぬわけですね、結局、それがたしか一割ですか。そうなつて

きますと、そういう漁船保険組合の経営状態というものがしつかりしていなければ困るわけですね。けれども、そういう点で認可の基準というものは、現行の漁船保険組合の経営状態とか、その能力、こういうものを見てやはり認可すると、こういうふうに考えていいわけですか。

○政府委員(荒勝肇君) 漁船保険組合の経営内容自身は、そんなに悪くないので、だれでも御希望になれば、われわれはいたしましては指導してまいりたいと、こういうふうな考えでおりますけれども、漁業の実態で、さしあたり漁種をある程度指定してあります。漁船の種類ですか、漁業の種類を。したがって、当該漁業のない県はある程度今回は見送られるというふうになるのではなからうか、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○堀出啓典君 それで、大体こういう制度ができて、入る人もおれば、入らぬ人もあると思うんですけれども、やっぱりある程度入ってこれなければ、保険も成り立たぬのじゃないかと思うんですけれども、そういう点は、この制度が実施されれば、大体どの程度加入するであろうかと、そういうような予想はどう考えているのですか。

○政府委員(荒勝肇君) 従来から、民間の保険のほうで、こういった積み荷保険につきましては実際上、一漁期ごとの保険事業を、進んで引き受けておられたようでございます。それが今回この法律を出していただき、国会の御承認をいただいただけだということですが、保険会社のほうが、逆に客引きといいますか、顧客引き取りのためにいろいろな条件をさらに緩和したようでございます。われわれはいたしまして、この法律が成立いたしましたら、いまのところ、八百三十前後が当該の漁種に基づきまして加入されるのではなからうかと、こういうふうに見ている次第でございます。

○堀出啓典君 それで、いわゆる民間の保険が、いまお話がありましたように、かなり条件を緩和してそうしてやっていると、そうすると、それと

競合するわけですね。この調査室からもらいました資料を見ますと、保険料率等において、かなりの差がありまして、むしろ民間保険のほうが安いものもあるわけですね。そういう点で両方のそのあたりの関係がどうなるのか、やっぱりいいところだけ民間保険のほうにとられちゃって、こつちのほうは割りの悪いやつばかり引き受ける、そういう結果になる心配はないのか、その点はどうなんですか。

○政府委員(荒勝肇君) 保険料率等につきましては、これからきめましていただくわけでございますが、決して民間よりも高い料率という形ではあるが、決して毛頭ございせんので、たぶん民間と正當な形で、あるいは競争関係になるかとも思いますが、われわれはいたしまして、従来の漁船保険自身も、御存じのように、民間との競争関係にございまして、相当、漁船保険関係の仕事も保険協会のほうで引き取っておるところをみますと、民間との競争にも十分耐え得るのではなからうかと、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○堀出啓典君 それでこの表を見ますと、漁業協同組合には加入あつせん謝金というものを、これを出すと。これはおそらく漁業協同組合がそういう事務の取り扱いをするために、そのいわゆる事務費を出すということではないかと思うのですけれども、それはやはり妥当な金額であるかどうか、こういう金額が少ないために、漁業組合の経営状態を圧迫するとか、そういうことがあつてはいけなないと思ひますが、そういう点は心配ないのかどうか、その点はどうなんですか。

○政府委員(荒勝肇君) わずかでございますが、加入につきましては、あつせんされるたびに一隻当たり、一件ごとに五百円の事務費でございます。謝金みたいなものを出しておりますが、決してこういう積み荷保険事業を引き受けられることによつて、事務費の増高によりまして経営の圧迫化ということはおよそないのではなからうかと、こういうふうに見ている次第でございます。

○堀出啓典君 これは試験的にやつて、今後拡大をしていくと、そういう方向にあると思うのですけれども、五年間が試験期間だということですが、これは五年というのには、どういうわけで五年にしたのですか。

○政府委員(荒勝肇君) 今回初めて私のほうで指導して実行するのでございまして、データをとりために、やはり五年ぐらいの準備期間が必要ではなからうかというところで、これは五年もとらないうで、三年でいいじゃないかという御指摘があれは、そういうことも一つの御意見として承っておりますが、われわれはいたしましては、ほかの果樹保険等につきましても、何か五年間とかで、政府内では実験実施期間は大体五年ぐらいというふうになくきまつておるようでございます。しかし、それを採択させていただいた。しかし、私たちとしまして、データ等が整備できますれば、何もあえて五年にこだわる気もございせんので、場合によりまして、早目にきめさせていただきます。だくともあり得るものと御理解願いたいと思ひます。

○堀出啓典君 こういう指定保険組合以外の組合員ですね、その人たちは結局入れないわけですね。けれども、やっぱりいいものであれば、そういう人たちが早く入るような方法を考えたほうがいいじゃないかと思ひます。それは別にそういう方法は考えていないのですか。

○政府委員(荒勝肇君) 今回まあ漁種別に実験のためにそういう漁種を指定しておりますが、その指定の結果、そういう当該漁種がなければ、ほとんどやることがないということで、指定組合にならないわけでございますが、そういう漁船の所有者なり船主がどうしてもやっぱり加入したいという御希望があらますれば、われわれはいたしましては、先ほど申し上げましたように、指定組合を別に法律で指定しているわけでもございせんので、弾力的にこの問題は対処してまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○堀出啓典君 漁種の指定は、最初は何と何を指定するんですか。

○政府委員(荒勝肇君) マグロはええな漁業が一つ、それからカツオ一本釣り、それから中型サケ・マス流し網漁業、それから遠洋底びき網漁業——これは北転船でございまして、それから北洋はえなわ刺し網漁業、それから沖合い底びき網漁業、それからまき網の運搬船でございまして、それからイカリ釣り以西をさらに含んでおります。

○堀出啓典君 まあたくさんはかにも漁種があると思うんですが、こういうものをやっぱり試験的に選んだという理由は何かありますか。

○政府委員(荒勝肇君) 一応こういった漁種につきまして料率があらかじめ多少わかりかけておるというところでございまして、これは多少民間の保険のほうにも一部先に入つたりされておりました。さらに漁業はやはり漁獲物満載のあの損害も多少例としてございまして、この問題から先に入つていく、こういうふうな御理解願いたいと思ひます。

○堀出啓典君 これは、やはりわれわれの意向としては、それがほんとうに漁民のためになるものであるならば、早急にやはり試験実施をして、その他ほかの船に積み込む資材等についてもこれをワクを拡大していくと、そういう方向で検討してもらいたい。これはいわゆる政令で指定するわけですから、法律はこの法律のままで、五年を待たずして、たとえば二年後にはこれをふやすとか、そういうことは政令でできるんじゃないかと思うんです。そういう点で、やっぱり漁民の皆さんの要望にこたえて、よりワクを——やつてみて、その結果によつてはワクを拡大していくべきである、そう思うわけですね、その点はどうか考えておられますか。

○政府委員(荒勝肇君) ただいま御指摘のとおり私たちが考えておる次第でございます。

○堀出啓典君 それから、漁船保険とそれからいわゆる今回の保険ですね、これは同じ一つの船でありながら別々にかけにやいかぬわけですね。そういう点では非常にややこしい点もあると思うん

ですね。だから、これを一本化をして——やつぱりいろいろたくさん保険の種類がありますけれども、われわれもなかなかやこしくてわからないんですけれども、おそらく漁民の人もわかりにくいんじゃないかと思うんですよ。そういう点でできるだけ簡素化する意味においてそういうふうなのを一本化するとか、そういうことを考えていないのかどうか。

○政府委員(荒勝肇君) 実験期間を終えてから、その問題についても本格実施の際にはあるいは検討させていただきますことになるかとも思いますが、今回出した法律案の検討会の段階で、まあ研究会におきまして、一応切り離してやるべきであるという御見解をいただきましたので、こういう漁船自身の保険と積み荷の保険とを別建てにさせていただきます。というふうな御理解願いたいと思います。

○堀出啓典君 それで、船が出ていって海の上で事故が起きた場合に、実際にその船にどれだけの魚を積んでおったかというところは、これはわからぬわけですね、結局、まあ積んでいられる人はわかるかもしれないけれども、船が全く沈んでしまったと、そういうときに、まあ民間の保険では、保険金額を全額を、これを払う、こういうふうにもらった資料には書いていいると思うんですけども、ところが今回のこの法律では損害額をてん補すると、だから、保険はまあたとえば一億の保険に入つた、実際に船に積んだのは八百万だったと、それで船が沈んだ場合には、これはおそろく八百万しかない、というふうなことになるのかと思うんですね。そうすると、そういうことをいわれる監査——査定というんですかね、火災保険なんかの場合でも、これはいろいろ査定をしたり、やっぱりすると思うんですけれども、その査定なんというのは非常にむずかしい問題じゃないかと思うんですけれども、こういう点は、こういう体制というんですかね、それはどういうふうになっているんですか。

○政府委員(荒勝肇君) まず全額か、その保険の

契約金額かという御質問でございますが、私たちのほうも、これは民間でやっておられることも十分に検討の上、こういう制度をつくらしていただきますので、民間とその辺は大差なくて、民間も同様にまあ実質損害額で保険金を支払っておられるのではなからうかと、こういうふうに理解しておる次第でございます。

それから第二点の、この確認はどうかということでございますが、御存じのように、こういった漁船は全部無線を積んでおられて、しかもどんな沖合い、大西洋で働いておられても、毎日の漁獲日報というものは入っております、この点につきましましては、まあマグロ本日二十頭とか、きのう十五頭とかいうふうに、この報告は正確なものでございまして、この点について、ほとんど事故はないというふうに、私たち理解している次第でございます。また、最近約二十年近い漁船保険の実行状況の中でも、戦後の一時期におきましては、まあモラルの問題として混乱いたしておりましたが、最近の漁船保険事業の面から見ますと、会計検査的に批難を受けるようなことはおおよそ皆無でございます、非常に漁民の方々のモラルといえますか、道徳は非常に発達してこれらしておりますので、そういった漁獲物についての、あいまいな報告というものはおおよそあり得ないというふうな私たちが理解しておりますし、また、無線で船長なり漁労長から本社の社長なり所有者にその報告があるとは私たちが見ていない次第でございます。

○堀出啓典君 そうしますと、魚をとる場合には、ほかの魚も網にひっかかってくると思うんですね。そうすると、そういう指定の魚以外の魚は結局積んでおつてもこれはだめだと、そういうことになるわけですね、これは。

○政府委員(荒勝肇君) その漁船別の積み荷保険事業と申し上げましたけれども、当該漁船——魚だけというふうにはいたしておりませんので、マグロ船がたまたま釣り上げてみたらフカも入っておったというときには、フカもみんな持つて帰っ

ておみえになって、それからこれはカマボコの材料に実はなっておるわけですが、そういうことで、積み荷でございまして、漁獲物全部が保険の対象というふうに御理解願いたいと思います。

○堀出啓典君 そうしますと、たとえばこの漁船の中には、いわゆる裏作というんですかね、シーズン以外のときにはほかの魚をとりにいくと、そっちの魚は指定魚種に入っていない、こういう場合はだめなわけですか。

○政府委員(荒勝肇君) 今回のこの積み荷保険が民間の保険よりも一歩改善された点と見ているのは、いわゆる民間のほうは一漁期別に保険をかけておられた。私のほうの今回の案は周年保険ということにいたしておきまして、それで表作で北洋のサケ・マスをやられて、帰られてからほかのイカならイカ釣りのほうをされてもそれと、そういった保険を全部お引き受けするということにいたしておりますので、裏作、表作一体としての保険事業と、こういうふうに御理解願いたいと思います。

○堀出啓典君 そうすると、ついでにお聞きしますが、いわゆるいま民間保険とこの保険と比べて、そういう点が非常にメリットであると、そのほかにも、いまさっきの話では百トン以下の場合には保険料に国庫負担があるから非常に軽いと、そういうようなお話ですが大体それ以外に、民間保険よりも今回の保険が非常にいいという点はどういう点にほかにございませうか。

○政府委員(荒勝肇君) この政府の指導下で行ないます仕事でございまして、あまり手続きを簡素化しましてするわけにもいかない面もございまして、その点は多少硬直的なところもございまして、証拠書類等の整備につきましては、やはり多少きびしい面もございまして、御存じのように漁船保険の本体の事業の場合におきましても、保険金の払いに多少年月を食つておると——年月ではございませぬ。二、三カ月かかるということでも多少おくれる面もありますけれども、そのかわり、き

払っておりますので、民間のほうがあるいは多少早いかもわかりませんが、われわれといたしましては、競争いたしまして、決して民間にひけをとることのないように、毎日の業務におきまして能率をよくしてまいりたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○堀出啓典君 この漁船、積み荷保険事業を行なう漁船保険組合に対する、いわゆる助言とか指導、あるいはその他の援助、こういうのは具体的にどこがやるのかどうかですね。

○政府委員(荒勝肇君) 多少、今回の積み荷保険事業と漁船保険事業の違いが、漁船保険中央会が、この積み荷保険につきましましては再保険事業を行なうということになっておるわけでございます。で、漁船保険のほうにつきましましては、特別会計が再保険事業を行なうということで、片一方は特別会計、片一方は漁船保険中央会ということに、そこに再保険の掛け方がそういうふうな違つておるわけでございます、われわれといたしまして、当然に漁船保険中央会が、再保険事業を能率よく完ぺきにやるようにしていただきたいし、また、われわれはそれを漁船保険中央会を指導し、また、漁船保険中央会を通じて指定組合を指導してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○堀出啓典君 百トン以下の保険金についての国庫負担というのは、これは百トン以下は一律にパーセントはきまつておるのか、それとも大ききによって違う、その点はどうなっているんですか。

○政府委員(荒勝肇君) 先ほど私が申し上げたこととで、多少多少足らずではなは御迷惑かけました、この漁船保険につきましましては百トン以下について国庫負担金があるというふうに申し上げたつもりだったんですけれども、その辺、積み荷保険につきましましては、さしあたり国庫負担はない、ただ問題は、積み荷保険につきましましては、一億三千万円の国庫債務負担行爲をつけておると、予算におきまして、補助金としましては別途六百万円のお

補助金をつけておると。そういうことで、これを本格実施の際に、一億三千万円の赤字というが、債務負担行為部分の相当部分をいわゆる一般会計負担という形にするのか、その辺につきましましては、今後本格実施までの間に検討させていただきたいと、こういうふうに考えております。

○堀出啓典君 これはまあ結局一億三千万というのは、たまたま非常に事故が多発して、そうして漁船保険中央会が赤字になった場合に、それを補てんとすると、だから、まあ事故が少なくてそうならなければこれは使わないと、そういう金額のワケが一億三千万である。そういうことだと思ふのですけれども。そうすると、それをこした場合どうなるのか。そういう心配はないのかどうか。一億三千万というのはどういふことで一億三千万とされたのか。

○政府委員(荒勝肇君) ただいま御指摘の心配の点は、やはりこの予算を構成いたしました際にも、当然問題になっておるわけでございますが、われわれといたしましては、経常な、ノーマルな損害というものの約倍を見込みまして、一億三千万円の債務負担行為と、こういたしておりますので、まあやってみないと、ほんとうに実験事業やってみないとわかりませんが、想定した倍も保険事故が起るとは考えてないわけでございます。

○堀出啓典君 それでは、次に、この水産業協同組合法の問題でございますが、まあ今回の改正は貯金等の受け入れ事業を行なう漁業協同組合あるいは漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会が新たに国内の漁業取引をすることができると。そういうことでござい

ますが、これは、この法律の内容を見ますと、信用の面から問題のない組合ですね、そういうのをある基準を設けてやらせると、そのようになっていると思ふのでございますが、これはちょっと午前中の質問とダブりますが、大体どの程度の組合及び連合会が取り扱う資格があるのかどうかですね。その基準はどうなっていますか。

○政府委員(荒勝肇君) この具体的な漁業協同組合の、この指定基準といたしましては、比較的優良で事務処理体制が整備された漁協に限定して漁業業務なり手形割引業務を引き受けるようにしたい、こういうふうに考えておるわけでございますが、為替業務につきましましては、信用事業を行なっている組合でその専従職員が四人以上ありまして、貯金残高が五億円以上の組合を為替業務の対象と、それから手形割引業務にありましては、やはり信用事業専従職員が四人以上常時いまして、貯金残高が十億円以上の組合を一応予定して指導してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○堀出啓典君 これは組合数では何組合ぐらいになりますか。

○政府委員(荒勝肇君) 現在この問題になります漁業協同関係組合が全部で二千七百四十八組合ございまして、そのうち信用事業を担当しております組合が二千九組合でございます。そのうち、この為替業務の適格組合が、私たちのこれは資料でございますが、百十九組合ございまして、そのうち、さらに優秀な手形業務の適格組合、先ほど申し上げました十億円以上の預貯金があるというのは四十一組合というふうに御理解願いたいと思ひます。

○堀出啓典君 そうすると、しかし四人以上いても、やっぱり五億円以上あっても、非常に心配なところもあるんじゃないかと思ふのですけれどもね。そういう点は、単なる人間の数と預金残高の数だけでできるのかどうか、その他の要素も入るのかどうか、その点どうですか。

○政府委員(荒勝肇君) まあ政府の一つの指針といえますが、ものさしを申し上げたのでございまして、当然これは指定組合でございまして、認可の申請が出てまいりますので、認可に際しまして、われわれといたしましては、そのほかに不祥事件が最近なかったか、あったかというようなこと等も、一応参酌して検討をさせていただきたい、こう思っております。

○堀出啓典君 その点はひとつ慎重にやっていた方がいい。せっかくいい制度ができて、あとになってトラブルが起るようでは困ると思ふんですね。

それから非常な弱小组合、いまの以外の組合は、ほとんど大部分がそうでありますけれども、そういうものは、為替取引とか、あるいは手形割引をやつても構はない。そういう点で、弱小组合ではありますけれども、その中には、普通の適用を受ける組合員よりも優秀な漁業者も非常にいると思ふのですけれども、そういう人たちはどうなるのですか。これは、その組合ではやれないわけですから、結局どうしようもないわけですか。

○政府委員(荒勝肇君) ただいま御指摘のような、非常に意欲のある組合につきましては、今後一段と努力していただきまして、預貯金額をふやしていただくということが、やはりこの為替業務なり手形割引の大きな要件となりますので、他金融機関等にも相当——漁協には、私たちこれは問題にしておるんですけれども、農協に比べますと、多少とも他の市中金融機関への預貯金の歩どまりが多いようございまして、ぜひ漁協のほうに預貯金を積み重ねるよう指導してまいりたい。また、そういうことにこたえていただきたい、こういうふうに私たちは考えている次第でございます。

○堀出啓典君 これは、五億円以上あつて認可になつて、預金が減つて、五億円を切つた場合には、取り消しになるわけですか、そういう場合には、そういうことはありませんか。

○政府委員(荒勝肇君) やはりこういう信用事業といふものは、一ぺんきめましたら、よほど悪いこと、非常事態でもない限りは、続けるべきであります。為替業務なり、手形業務につきましましては、多少預貯金が減りました、なお預貯金をふやすことによりまして、ふやすように努力いたしました、こういう業務は引き続き実施できるよりにいたしたいと、こういうふうに考えております。

○堀出啓典君 それから、漁協がいわゆる経済事業団体としての信用事業を強化するためには、規模を大きくしていかないと。そういうことで、先ほどもお話に出ましたように、漁業協同組合合併助成法というものが制定をされ、それを推進してきたわけですが、これはなかなか実績があつていない、そういうことで四十五年からさらに五年延長した。そういうことでありますが、これはその合併が進まない原因は何なのか。さらに、合併を促進するためには、ただ延長するだけではなしに、そういう進まない原因というものをよく調査して、それに対する対策を立てなければいけないと思ふのです。それはどう考えていますか。

○政府委員(荒勝肇君) この漁協の合併につきましては、合併促進法が適用されて以来、一歩前後しか実績は進捗してないんでございまして、この問題を私のほうも非常に問題視いたしまして、いろいろな検討会なり研究会を通じて分析いたしましたところ、やはり基本的には、漁協が持ちます基本的な漁民の財産であります漁業権の問題をめぐりまして——漁協の合併によつて、自分たちの持つてゐる漁業権まで、非常に地先の漁民にとりましては不安感がある。自分たちの財産がどうなるんだというところが問題になりまして、結局そのことが、漁協自身の合併にひびが入るといいますか、うまくいかない大きな原因になつておりますので、これらにつきましましては、今後そういった地先漁業権の、地先にあります漁業権の問題のあり方につきましまして十分に漁民に説明をし、説明をして、財産が多少でも行く不明になるといふようなことにならないように、安心感を与えるよう、われわれといたしましては指導してまいりたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○堀出啓典君 それから、そういう漁業協同組合等に対する行政当局の検査・監査の体制の問題であります。これは、やはり私たちがいつも感ずることは、たとえば漁業補償の配分の問題とか、

そういう点で、非常に組合長等に対する漁民の反感と申しますか、不信感というものを抱いている。しかし、なかなか、こういう気持ちを持ちながら、漁業組合長はかなり権限を持っておりますから、こういう点で、心の中であらう、なかなか言ひ出せない。で、私は、今後、このような漁業協同組合のこういう金融面の強化に伴って、やっぱり監査体制というものを強化していかなければならないんじゃないか。たしか、いま、漁業協同組合等の実際の監査等は県がやっているんじゃないかと思うのでありますが、この点は、今回のこの法案が通過するにあたってさらに強化をして、民主的な、金融面だけではなく、漁業組合全体の運営が民主的に行なわれるようにしていかなければならないと思うんですけれども、そういう点については、水産庁としてはどういう考えを持っているのか。

○政府委員(荒勝肇君) 単位漁業協同組合の監督並びに監査は、これは、漁業協同組合法に基づきまして、法律で都道府県というふうになっております。当然、検査なり帳簿の検査も、全部県のほうで責任を持ってやっていたことになっておりますが、やはりこういった業務なり手形割引業務を今後単位漁協が行なう以上は、それ相応に社会的信用は保持すべきでありまして、いろいろなわきまにあがるような事態があつてはならないと私たちが考えております。したがって、この法律をお認め願ひました昨におきましては、当然に、私たちのほうで厳重な通達をいたしまして、特にそういう信用事業を行なう組合につきましては、従来以上に内部監査体制をきびしく進めますとともに、県の常例検査も的確に行なうよう指導してまいりたい、こういうふうなことを考えております。

○堀出啓典君 それから、水産加工工業は、中小企業の性格のために、どちらかといえば、漁政面でも比較的取り残されてきた分野である。特に水産加工工業の近代化は、資源の有効利用、付加価値の増大、需要の高度化・多様化への対応策から、緊要となっている。これにこたえるため、最近で

は、排水浄化、悪臭防止等の公害防止施設のための投資の必要性が非常にふえてくる。結局、水産加工としては、やっぱり公害防止のためにたくさん投資が必要だ。そういうことで、水産加工協同組合の信用事業への期待は非常に大きいわけでありまして、そういう水産加工協同組合の信用事業の強化についてはどう考えているか、こういう質問であります。

○政府委員(荒勝肇君) 従来から、漁獲は漁業協同組合、加工は中小業者というふうになり、あるいは大資本もありまされども、加工は一種の産業資本のほうにおまかせするという形でしたわけでございますが、この数年來の国民の魚に対する需要、あるいはまた、技術的にも一つのコールドチェーンといえますが、冷凍・冷蔵庫の整備、あるいは加工設備の近代化というふうなことで、漁協自身がこういった加工処理を営まれる機会が非常にふえてきております。特に、水揚げの多い組合ほど、また、そういったことに非常に熱意が上がつてきておりまして、これにつきまして、私たちのほうでも別途補助金をもちまして、水産物の加工流通センターというものの補助金を出しまして、そういった加工品につきましている設備の補助を約三分の一の補助率で助成している次第でございます。しかし、実際問題といたしまして、従来、非常に零細な方がこの加工協同組合には多いものでありますから、特に信用事業の運営については今後きびしく指導いたしまして育成強化してまいりたいと、こういうふうなことを考えている次第でございます。

○堀出啓典君 それから最後に、漁船損害補償法の一部を改正する法律案について二、三お聞きしたいと思うのでありますが、この法律案の要旨は、漁船保険の保険目的たるべき「漁船」は、現行は漁船法に規定する漁船となつていますが、新たに、その他の船舶で「漁業活動に必要な日本船舶で政令で定めるもの」を追加すると、こういうふうな保険目的の範囲の拡大が第三条第一項にあるわけでありまして、これはなぜ、そのように拡大

をする必要があるのか。そしてまた、「政令で定める」ということになっておるが、この政令の内容容というのはいくらものにも拡大をするのか、その点を聞きたいと思ひます。

○政府委員(荒勝肇君) 従来はこの漁船保険組合の加入者である所有者に限つておたつたわけでありましたが、だんだんとこの漁業の仕事におきましても、分野といえますが、分担が、分業が発達してまいりまして、魚をとることが専門の船と、それからそれをまた運ぶことが専門の船というふうにも分かれてまいりまして、そうなりますと、運ぶ船のほうは、別途、チャーターと言ひますが、借り入れでやらざるを得ないというふうなこともありまして、そういったことで、漁業協同組合の所有する船舶につきましても、そういう形で分担して、分業してやつていくというふうな形に次第でございます。

○堀出啓典君 そうすると、いままでは漁業法に規定する漁船になつておたつたわけでありまして、運搬船を追加するということですね。そうすると、これはほかに「運搬船」だけなのか、あるいはほかにもそういう適用する船があるのかどうか、その点どうですか。

○政府委員(荒勝肇君) ただいま申し上げました運搬船のほかに、水産業協同組合が運営しております船の中に、給油船もございまして、いわゆる油を給油する給油船。それから種苗の供給船、種を運搬して運び回す。それから定置等の共同作業船等、こういったものを私たち自身は考えておる次第でございます。

○堀出啓典君 これは「日本船舶」とありますけれども、外国の船をチャーターする場合、これはだめなわけですか。

○政府委員(荒勝肇君) ただいま申し上げましたのは、日本船でありまして、水産業協同組合の所有している船に限るということ限定しております。ほかの商船、船会社が持つております船については考えていない次第でございます。まして外国船には全然こういった国の制度は適用

しないと考えてございます。

○堀出啓典君 それからこの改正の第三番目に、漁船保険の仕組みの改善として、いわゆる再保険金額が満期保険の満期による支払いにかかるものについては百分の百と、他は百分の九十と、これを漁船保険組合の保険能力に応じてその元受け責任部分を拡大することができるようにしたと、こういう内容でございますが、これは、結局、そうしますと、割合を、いままでは百分の百とか百分の九十であったのを、自由に、この元受け責任部分を拡大できるというわけでありまして、これは、漁船保険組合でかつてにできるのかどうか。やっぱり、そこには、何らかの保険の安全性から考えて基準がなければいけぬと思うんであります。これは何か基準があるのかどうか、その点どうなりますか。

○政府委員(荒勝肇君) 従来は百分の九十ということ、一律に保険割合を、責任保有割合をきめておたつたわけでございますが、しかし、今回の法律改正にあたりまして、政令で百分の七十から百分の九十の範囲内で単位組合の希望に応じて、責任の保有割合をきめるというふうになつたわけでございます。これは、経営率のいいところは割合を小さくしようと、いままで九十であったのを八十ないし七十にしようというふうなことで、また、支払い能力において多少問題のあるところは百分の九十のまま、それはそれぞれの組合の自主性なり希望に応じてきめさせていただきます。こう考えておるわけでございますが、政令におきましては、百分の七十から九十というふうな政令で規定することになっておりますが、実際の実行におきましては百分の七十のほうは今回は採択せずに、八十の組合と従来どおり九十の組合と二通りの線希望に応じて指導してまいりたいと、こういうふうなことを考えておる次第でございます。大体、私たちの考えておりますのは、約四十組合を前提にいたしまして、この百分の八十というのを大体二十組合を対象にいたしたいと、こういうふうなことを考えておる次第でございます。

第三四五八号 昭和四十八年六月二十一日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 奈良県吉野郡東吉野村木津高見森
林組合内 久保順一

紹介議員 大森 久司君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三四五九号 昭和四十八年六月二十一日受理
造林の抜本策確立に関する請願(二十通)

請願者 神奈川県津久井郡藤野町小淵一、
九九二藤野町森林組合長 倉田吉
郎外十九名

紹介議員 亀井 善彰君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三四六〇号 昭和四十八年六月二十一日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 徳島県阿波郡市場町大字市場字上
野段三六八ノ二市場町森林組合長
沖津燕六

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第三三〇三号 昭和四十八年六月十八日受理
オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願

請願者 徳島県小松島市楠瀬町字佐近田三
〇 徳山三千雄外五十四名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。

第三三四七号 昭和四十八年六月十八日受理
オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願

請願者 徳島県名東郡佐那河内村下字下田
四七ノ三 岩佐博男外十九名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。

第三四二五号 昭和四十八年六月二十日受理
オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願
(二十九通)

請願者 山形県西村山郡大江町大字本郷丙
一〇一ノ三本郷農業協同組合内
清野知太外七千七百六十三名

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。

昭和四十八年七月三十一日印刷

昭和四十八年八月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局